

# 『有栖川宮幟仁親王日記』の文化史的特質

秋元信英

## 目次

はじめに—問題の設定と方法—

第一節 書誌 1原本・2一品宮御隱邸日記・3一品宮御隱邸雜記・4抄記

第二節 本書の概要、日記の本質—社交の備忘記録—をめぐって

第三節 贈答と礼儀

第四節 学芸、人物

第五節 大礼服を固辞

おわりに—要約と提言—

## はじめに—問題の設定と方法—

### 1 文化史、史籍解題の問題意識

日本文化史学、史籍解題の立場から、『有栖川宮職仁親王日記』に内在する文化史の素材を指摘したい。以下には同書を本書と呼び、この日記の執筆者である有栖川宮職仁親王（一八一二—一八八六）を記主と呼ぶ。ここで本稿がめざすのは、物質としての本書の価値を強調するのではない。

本書の刊本（昭和十一年、高松宮家蔵版。以下、同断）、第一冊には「凡例」があり原本を略説している。本稿は、それに従うのに過ぎない。そればかりか、写真や影写本の類も学習した経験がない（1）。宮内庁書陵部には記主の歌集や政治上の書類の類が所蔵されている（2）。これらをも、本稿筆者は学習した経験を有しない。したがい、本稿筆者には本書の原本群をめぐる書誌を説明する資格がない。本稿筆者は戦前に高松宮より刊行された『行実』および『日記』を学習したのであり（3）、本旨は内的特質の抽出にある。

仄聞した限りによれば有栖川宮家の古文書、古記録、什器、道具の類は、近年になり国立歴史民俗博物館、宮内庁書陵部、國學院大学に三分されたようである。国立歴史民俗博物館では有栖川宮家の文書類の諸状況について調査して目録を報告している。これも仄聞した限りでは、有栖川宮家の祭祀を継続してきた高松宮家が消滅したのにもともない、有栖川宮家との故縁がある個人や団体からの献上については宮内庁の事務方が辞退の返事を発出しているらしい。高松宮家所蔵にかかる優品は、近年になり学習院大学が所蔵されたと聞いている。

本書についても別記（4）や歌集の類とともに、いざれは整理や修補が終了して目録や解題の類が公開されることであろう。すでに國學院大學では文房具や茶の湯の道具類を公開している（図録『有栖川宮ゆかりの名品』〔平成九年、國學院大學刊〕を参照）。本稿は、そのような原本に密着した狭義の意味での書誌学の立場ではない。

本稿筆者が設定する問題意識は、文化史学の立場から本書が文化史の情報にめぐまれた優秀な史料であるのを検証したい。そもそも、本書には政治史や制度史の記事が希少にあらわれるのに過ぎない。それ故に従来の幕末・維新史の問題意識では、本書を度外視するのが普通であった。権威ある解題にしても記主の官歴を陳述するばかりであり、花鳥風月に歳月をすごした老人の日記とみなされた。内容についての真摯な解題がなされなかつた理由は、ここにある（5）。

本稿は内容に関心を向けて、文化史学の有用な史料となる特質を指摘したい。私どもは従来にも公家の日記（事例、『実隆公記』『言継卿記』）が文化史学の立派な材料として分析された先進の業績から教示されてきた（6）。その手法を、ここでは『有栖川宮熾仁親王日記』に適用して、隠居した老皇族の日記のうちに文化史の事象を検証したい（7）。いつたい文化史学は、権力闘争などを扱う政治史学などとは違い、ある意味において平凡な日常生活に着目する。それ故に官海の最高級な地位にある『有栖川宮熾仁親王日記』と本書が同じ年月を共有している部分があるので、対比しながら官海から距離を保持している本書を扱うのは文化史上の特質を考察するのに格好な素材になる（8）。

## 2 着眼

本書を文化史学の有力な史料として主張するのは、従来にあつた政治史的人物に集中した理解を多様化させたい希望にある。よく知られるように、本書と記主は神道学の方面から理解されてきた。本書よりも、どちらかと言えば『一品官御隠邸雑記』を祭神論争のみに集中して解釈する場合もあつた。したがい、新政府になつてからの官歴や神道界との関係は今更に言うを要しない（9）。

本書を丹念に学習すると、残存していた旧時代の公家社会の文化が新時代に転換する過程を検証できる。本書の書法や用語は終始にわたり一定したのではない。それを検証するのは記主個人の人物理解にもまして、本書に内在する制度や文化にわたる史料的特質を認識するのに到達する（10）。明治五年四月以前は和歌日記の風情がある。東京に到着した当時は「禁中」といった（四年六月五日、十日、十三日の条）。明治五年でも「禁中」といった（五年四月十九日の条）。やがて、この旧来からの用語は稀になる。交差して「宮内省参朝」と言う（五年四月十五日の条）。この「参朝」というのが普通になる（五年五月五日の条。六年四月七日、八月一日の条。十三年十一月三日の条）。宮内省からの通知などには用語「参朝」が使用されていて、公用語なのであつた（十三年十一月二十日の条）。すでに『熾仁親王日記』明治二年二月十五日の条には「参朝」とある。

記主は、はじめに旧来式に「内侍所」といった（四年五月七日の条）。しかし、やがて新式な「賢所」（宮中三殿—賢所・皇靈殿・神殿）になる（五年四月十七日の条）。記主は、用語の転換を説明していないが人の知るよう、明治五年三月十八日には神祇省に奉齋されていた天神地祇、八神が宮中に遷座していた。これが神殿に整備されるのである。本書にみる内侍所—賢所の用語は、制度をふまえたのであつた。

記主と神官との往来に着目したい。従来より記主には神道との関係が強調されてきた(11)。そうであっても、本書から帰納する限り、記主が東京に移住した最初から神官一般と繁忙な往来があつたわけではない(12)。当初は東京の限られた神官たちであつた。一例をあげれば「深川、八幡神宮主、富岡サカヘ妻萬来、面会」とある(五年五月二十三日の条)。この女性は京都に縁故があり、単純に神官の妻と言うだけの理由で記主と往来が成立したわけではない。記主が神官の訪問を頻繁にうけるようになつたのは祭神論争の状況であり、一例を指摘すれば、出雲大社の千家尊福とはじめて面謁したのは明治十三年であり、場所が日比谷大神宮であった(十三年五月十二日の条)。やがて『古事記標註』『古語拾遺』がとどけられたりする(十三年七月二十六日の条)。千家尊福が暑中見舞いをかねて「神道教論」の自著を持参している(十三年八月三日の条)。そして、ついには千家尊福が宮邸において説教を希望するようになる(後述)。祭神論争が決着した後には、大社教東京出張所の神殿竣工式に台臨が望まれたのであつた(十六年四月二十五日、五月五日、同八日、同十一日、同十二日の条)。記主は、この参拝に慎重であり雨であれば出向かないと留保していた。

本書には神道修成派の創始者として著聞する新田邦光「竹沢寛三郎」(一八一九一—九〇二)が頻繁にあらわれる(第四節2—③に詳述)。さらに「おわりに」の箇所において強調したい。他方では『熾仁親王日記』明治七年二月十四日の条には「大講義新田邦光來、面謁、修成講社方法心得大意一部到來之事」と。新田邦光は大教宣布運動に従属する一方において、一派が自立する方途をも求めて準備したのであつた。こうした制度をふまえた出来事が、現任の政府大官である『熾仁親王日記』にあらわれたわけである。ふりかえつて本書『熾仁親王日記』に集中してみれば、実は制度的説明が施されていないのである。本書と違い、『熾仁親王日記』は現役の政府大官の日記であり、対面した人名については出来事ばかりか制度をふまえて実務を処理していく、情報が正確である。この次元になれば本書『熾仁親王日記』は、社交や贈答が基軸になつた書法が貫通していて、教派神道一派の独立と言う次元の観点から新田邦光を説明していない。したがい、本書を勉強する際には現役の政府大官の立場にある『熾仁親王日記』から、本書を学習する際の制度的な諸条件を設定できる。本書のみを学習して、記主・熾仁親王と神官の関係に過大な解釈を施すのは回避しなければならない。

私見を予示すれば記主と神官の往来は、制度に基づく場合と記主が特定な神官に特段な事情を有する場合を区別しなければならぬ。後者については、従来に関心が欠落していた。本書を熟読すれば、記主自身には祭神論争に左右されないで独自に特定な神官たちとの往来があり(後段に詳細に指摘する)、宮中と家庭の神祭を重んじる生活が一貫したのであつた。そればかりではない。記主の家系は徳川將軍一族と親類であつたので、上野・寛永寺および芝・増上寺にも墓参している(後述)。親族の菩提寺であつた品川・東海寺にも気配

りして、施餓鬼についても布施を届けた（九年七月四日の条）。神道ないしは神社との関係ばかりを強調するのには慎重でありたい。

さらに一領域をあげれば神道と和歌文学が連結した方面に関連した記事があり、制度史および和歌文学史に架橋をかける史料としての価値を指摘したい。一例を指摘しよう。明治十三年には、宮中・文学御用掛の二人があいついでなくなつた。記主とは関係が強い。その対応には記主の個性および身分制度や歌人たちの小社会が窺える。宮中、文学御用掛・三条西季知（一八一一一八八〇）がなくなつた。記主は新聞で危篤の報に接して見舞の菓子を届け、本邸からは前日に見舞使が出してあつた。葬儀には本邸から榊を備えた（十三年八月二十六日、二十八日の条）。ついで国学者で宮中・文学御用掛・近藤芳樹（一八〇一一一八八〇）がなくなり、記主は何かを供え五十日祭の連絡を受けた（十三年四月十日の条）。追悼する歌会が上野・池之端料亭にあつた。その会主は高崎正風・福羽美静であつて、記主にも案内状が届いた（十三年十一月十六日の条）。記主は官制を超えて御歌所の要人であり故人と往来があつたので、御歌所の関係者が追悼の一席に連絡してきたわけである。これに対しても、記主は追悼の詠歌を届けた。当時は家庭が結納の慶事により混雜したので欠席であった（十三年十一月二十六日、二十七日の条）。前者は三条実美や東久世通禧らとの同志で、宮中では重きをなした旧公家であつた。新年には、和歌懐紙の書き様について協議したことであつた（十三年一月二十二日の条）。後者は、旧派の国学者で明治九年の東北巡行に供奉し官撰日誌の編者であった（13）。二人には長州藩との関係が共通している。記主は双方の葬儀には参加しないで、弔意をあらわしたのであつた。こうした記主に見る隠居たる皇族の立場からの追悼の言わば礼法は、従来の文学史が視野におさめなかつた事柄と言わなければならない。そこにこそ、本書には記主の個性ばかりか、当時の身分－社会－礼法の関係が見いだされる。

意外なことに、本書には詠進歌の自作を書き留めていない。『熾仁親王日記』は、この点では宮中月並の歌会に自作を書き留めていて和歌日記としての一面を有した（14）。『熾仁親王日記』には現役の政府大官とは違う個性があつた。それを看過しないように留意したい。

それは文化史学の着眼点になる。本書を丹念に学習して文化史学一般の視点から検証して、本稿筆者の資質により限定される小主題を設定して、本書に内在する史料的特質を見いだすのに努力したい。眼目は史料批判であり、文化を直截に叙述ないし評論するのには謙虚でありたい。

### 3 本稿の組織

本稿では記主の家族や親類関係に目配りしながら、全五節に文化史的に部類分けして本書の史料的特質を検証したい。

したがい記主の個性を説明する箇所を有するものの、本旨は文化史料としての特質に向かうのである。家族についての説明も、本稿の主たる目的ではない。

第一節では、宮内庁書陵部所蔵の原本についての学習を略述する。

第二節では、本書の記録的機能は、時期に特徴を有した。当初は東京―京都を往復する旅行の和歌日記の一面が濃厚であり（藤井貞文「解題」は、これを強調した）、やがて東京における生活および社交の冷静な備忘日記に移行した一面を指摘したい。とりわけ参内した際には、皇后、皇太后、女官、内掌典たちとの交際が有力な要素であった。これは、すでに『行実』が日記式の略述で強調していた。そして明治十四年になると、神道の記事が増大した。そこでも来訪した人物と贈答の備忘記の機能があつた。本稿では文化史学の立場から分類式に概観したい。

第三節では贈答と礼儀を扱う。社交に付随した贈答品の備忘が次第に詳細になり、菓子の銘柄が書き立ててあり、記主の個性にもまして、文化史学における菓子の消費をめぐる有力な史料としての一面を検証したい。重返の作法についても、記主の判断は緻密であり民俗学の観点からの情報にも追加できよう。

第四節では記主が筆道、歌道にすぐれていたのをふまえて、本書には学者、神官、能楽、時計に関した情報にめぐまれているのについて検証する。記主は人物や事象を記述していない。ここでは限られた範囲ではあるものの、文化史料としての有効を証明したい。

第五節では、記主が宮中神事に際して西洋式の大礼服を固辞した経過を略述する。記主が和装で一貫したのは『行実』が述べるところであつた。官吏が洋服になり、宮中に大礼服が制定されたのは、日本文化史の転機であつた。そうした時期に、記主が和装を持続したのは、文化史学での課題になる。

\*

なお、本稿の第三節は平成十三年―十四年度・國學院短期大学教養講座（北海道滝川市民のための生涯学習教室）および平成十三年度・朝日カルチャーセンター・札幌校の連続講義を基礎にしている。つたない授業を受講してくださった方々にお礼を申し上げたい。

- (1) 宮内庁書陵部には、編纂用の抄出本である『幟仁親王御事蹟、日記抄』全六冊(請求記号、二七二一—〇〇)がある。
- (2) 『近衛忠熙書状並幟仁親王御答書稿』。宮内庁書陵部所蔵、四〇六一三三。その他、宮内庁書陵部編『和漢図書分類目録』索引、四七八頁には記主の関係図書があげてある。
- (3) 日記は昭和十一年、高松宮家から刊行された。高松宮別当・石川岩吉(後に國學院大學学長)、事務官・吉島六一郎の刊行趣意書によれば、編修掛は芝葛盛・布施秀治・武田勝蔵であつた。伝記は『幟仁親王行実』と言う。以下『行実』と略記したい。
- (4) 『別記』があつた。古記録学の教科書類が言うように、公家日記は恒例、臨時の行事について他日にそなえて『別記』を作成した。
- (5) 一二の事例を指摘すれば薰子内親王の葬儀の場合(九年六月十六日の条)あるいは穂宮・利子女王の婚儀であつた(九年十月六日の条)。穂宮・利子女王は、これよりさきに、明治元年四月十八日、名古屋・徳川義宜「初諱、徳成」との婚約が成立していた。ついで明治八年十一月二十六日、徳川義宜は十八歳で薨じられた。これにより十五日、婚約解消になつていた。『三世紀事略』三。『名古屋叢書』第五卷「記録編2」(名古屋市教育委員会、昭和三十七年)、三三七、三五〇頁。同書の編者は「幟仁親王の姫宮」と言う。「幟」字の間違か。本書、明治六年一月十日の条には、徳川義宜が年始に来邸して贈答を交換し社交があつたのを略記している。それは、そうした婚約の事情が根拠であつた。明治七年一月十五日の条も、その意味において解釈できる。
- (6) 高松宮家刊本の『幟仁親王日記』は、第二次世界大戦後に『続・日本史籍協会叢書』(東京大学出版会、昭和五十一年)に所収された。その第四冊には藤井貞文「解題」があり、記主について孝明天皇の朝議に参与し、尊皇攘夷の志を鮮明にした事績を略述し、明治前期には神道教導職總裁として尊敬を集めたのを概観し、本書の内容については京都から東京に向かう旅程の和歌を略評している。「解題」子は短歌批評に自信があつた。藤井貞文「有栖川惣裁宮幟仁親王」(『國學院大學日本文化研究所報』第十六卷二号、昭和五十四年)。國學院大學日本文化研究所編『皇典講究所草創期の人々』(國學院大学、昭和五十七年)。國學院大學日本文化研究所編『國學院黎明期の群像』(國學院大学、平成十年)。
- (7) 芳賀幸四郎『東山文化の研究』、『近世文化の形成と伝統』(河出書房、昭和二十三年)、「三条西実隆」「人物叢書」(吉川弘文館、昭和三十五年)。奥野高広『言継卿記』(昭和二十二年、高桐書院)。同上『戦国時代の宫廷生活』(平成十六年、続群書類從完成会)。日本史籍協会叢書に所収された(昭和四十七年、東京大学出版会)『嵯峨実愛日記』第三冊の吉田常吉「解題」からは、この時期の

旧貴族の日記を学習する初步として、官職、親類、年中行事に目配りするように教示された。吉田常吉は國學院大學の卒業論文が平安時代の制度史であり、指導教官は『古事類苑』の編者として知られる松本愛重であり、副査が史料編纂官・和田英松でありいずれも貴族の日記に練達であった。この経験により吉田常吉は維新史料編纂事務局においても『史料稿本』に公卿日記を増補する業務を担当した。本稿筆者は、吉田常吉に対面して、こうした公卿日記を学習した経験を教示された。ここに明記して謝意をあらわしたい。

(8)

『戔仁親王日記』と『戔仁親王日記』の同日の条を対比すると、書法および内容が違う場合もある。明治十年の二例を対比したい。第一、明治十年一月十二日は宮中の歌会であった。前者には詠進歌を書面で届け、家庭では揮毫に時間をあてた趣旨を略記している。これに対して後者には、公務多忙により宮中歌会には欠席したものの、詠進の自作は明記している。後者では歌日記の書法が持続しているのである。この時期の前者には、もはや歌日記の書法を認められない。第二、明治十年二月十七日は戔仁親王妃・徳川「水戸」貞子・繁君の五年式祭であった。場所は豊島岡の皇族墓所であったか。前者には記主が祭事に神供を届け、水戸徳川家親族の旧大名家より神が供えられた事を略記している。本書の記主は、それよりも以前に本邸の家令から直接五年式祭の予定を告げられていたので、準備したのであつた(十年二月十五日の条)。後者には、天皇に供奉して京都にいたので、公務の記事ばかりであり、家庭の式年祭に關した記事が一切がない。したがい今日の私どもは、記主の記事により本邸の式年祭事を間接的に承知できる。

(9)

『戔仁親王略年譜』。國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』(昭和四十五年、國學院大學)、本篇、一七頁。

(10)

記主は明治七年三月十六日に東京を出発し、京都に旧交を回復し名勝に清遊した。そして、ふたたび五月二十五日に東京に帰着した。記主が東京の人となつた実質は、これより以後であつた。日記の文体や記事にも、ある種の実質が反映するようになつた。『戔仁親王略年譜』。本書、刊本、第三冊。『戔仁親王日記』明治七年三月十六日の条には「本日、一品宮、西下発途二付、新橋ステーション江為送行向」と。同上四月一日の条には「一品宮、去月二十八日無滞西京到着相成旨、隨從之者ヨリ報知書翰到達之事」と。同書、刊本、第一冊、一三七頁。

(11)

御親祭御用掛の本旨については本書、明治十五年三月十四日の条に宮内卿・徳大寺実則が叡慮を奉じて記主に伝達した「御心得」が所収してある。それによれば、宮中祭儀に際して記主には「ア」祭服の着用、「イ」天皇への扈從、「ウ」御代拝の三件に特段な

叡慮があつた。言われるような神道教導職總裁にかえる祭儀の振興というよりも、明治六年より、断続した記主の服装および挙札をめぐる諸問題について解決する叡慮であつた。廃止になつた神道教導職總裁にかわるのは、新設された神道總裁であつた。御神祭御用掛は別の系譜の案件であつた。『行実』二四八頁には、明治十一年一月十六日に、記主が西洋式の大礼服にかえて和装の小直衣に代用が聽許されたのを略記している。なお、後述の予定。

(12) 『熾仁親王日記』。明治九年一月三十日の条に「巖島神社祢宜村田良穂ヨリ同社写真五枚到来之事」と。刊本、第二冊、二九四頁。明治九年六月十一日の条によれば、大名教導職である土屋寅直が大教正・稻葉正邦からの揮毫の希望を取り次、絹地を持参した。刊本、第二冊、三四七頁。稻葉正邦は教導職では格上であつたものの、この時期には熾仁親王とは親密ではなくて、土屋寅直の紹介が必要であつた事態と推量できる。明治九年六月二十八日の条には「鳥取県勝部静男來、面謁之事」と。神官である。刊本、第二冊、三五三頁。これを要するに、現役の政府大官である熾仁親王の日記には、隠居である本書よりも早い時期から神官が往来していた証拠が散見する。そして明治九年一月十七日の条には、新田邦光を面謁している。刊本、第二冊、二八九頁。新田邦光と有栖川宮熾仁・熾仁親王との特別な関係については、なお後述。

(13) 記主は宮内省から近藤芳樹『従駕日記・十符の薦薦』の配布を受けた。本書、十年二月二日の条。同書については秋元信英『巡幸日誌と川田剛『隨鑾紀程』』(『國學院短期大學紀要』第十一卷、平成五年)。

(14) 『熾仁親王日記』明治九年一月十八日の条に「新年望山 ほのほのと 晴行山の すかたさへ としのはしめは あらたまりつゝ」と。刊本、第二冊、二八九頁。明治十年一月十二日の条には、公務多忙で宮中歌会に欠席したものの、詠進歌を備中懐紙にしたためた様式(漢字交じり平かな書きで、兼題、作者、九音、十音、九音の三行に、終わりが漢字三字で一行の二条流の様式)のまま掲載している。式正にかなう書法である。史料的価値が高いと思う。刊本、第二冊、四四二—三頁。

## 第一節 書誌

### 1 原本

有栖川宮熾仁親王の記録は、複数の群に分かれている。第一には、有栖川宮家が本来的に所持して、高松宮家に叢蔵され、近年に宮内庁書陵部に移管され、整理され、閲覧に提供されている『有栖川宮日記』は全七〇五冊ある。請求記号、「有栖」一五〇八〇。ある一族の日記が、これほどに歴代にわたり持続したのは極めて稀と思う（1）。熾仁親王の場合は本書がある（後述）。しかも、こうした簿冊だけではない。『熾仁親王御懐紙』は二四三枚、別に一枚ある。しかも収納してあつた筆筒がある。これは文化史、書道史、和歌史の諸觀点からみても、貴重な原本である。請求記号、有栖一一〇。祭祀を繼承した高松宮家に叢蔵されたり、最初から宮内庁書陵部が所管していたり、来歴が違うものの信頼できる別の一群の記録もある。編纂物もある。それらはすでに宮内庁書陵部編『和漢図書分類目録』（大藏省印刷局、昭和三十年）に登載されている。事例、『熾仁親王詠草』一冊。請求記号、四〇六一三三。昭和四十年代に宮内庁書陵部は、そうした有栖川宮関係文書のなかから、史料の信頼性が優秀で、撮影の便宜がえられた一部分に限りマイクロ・フィルムに撮影して簡略な書名目録も作成された。その目録は、研究機関や大学図書館の類に寄贈された。近年には国立歴史民俗博物館が有栖川宮関係文書、記録類の所在を調査して目録を作成している。平成二十年（一〇〇八）になり、宮内庁書陵部はこれらについて順次に修補、整理を施し、手書きカード式目録を組織して書誌の記述も終了した図書、古文書の閲覧サービスを開始した。

ここで扱う『熾仁親王日記』（本書と略称する）は、そうした一大記録群のなかの一部分である。請求番号「有栖」一五〇八三。七一二六一一六一（1）～（6）。ここでは、宮内庁書陵部の整理にしたがう（表一）。刊本の凡例、第一条では全四冊と言う。予め誤解しやすい用語の区別を設定したい。ここで言う「本書」とは、まさしく自筆で記述された『日記』である。『隱邸日記』とは、宮邸に勤務する職員が記述した職務上の日記である（後述）。『隱邸雑記』とは、宮邸に勤務する職員が、親王が歎慮により神道總裁に就任して以来の職務上の日記である（後述）。したがい三者が、ある時期に並行して揃っている場合もある（表二）。この三者の区別に対しても、制度に即した理解が望まれる。

記録の考察には原本がまさる。原本の形状や筆勢を観察する努力は、その記録が元來に有した機能を判断するのに有力な要素になる。本稿筆者は、文字通に一部分の原本を慌ただしく学習したのに過ぎない。刊本は近代的な一年日記を想定して編集しているが、原本を勉

強すると、記主には、その種の合理的発想が最初から確実であつたとは思えない。原本を勉強した印象では、明治十四年からは神道の用事により日記の機能がたかまり、ついに十五年分からは形状が新規になり、冊子を整理して機能を高めて執筆した（後述）。したがい本稿筆者は、便宜ではあるが大体が刊本より考察して、細密を必要とした箇所に限り原本により勉強した。研究上では、この逆の関係が望まれるのであるが、本稿筆者には日常的にそうした手法が可能な条件には、めぐまれない。

書誌の特徴は、順不同に列記すれば以下のようになる。

〔ア〕 刊本の凡例、第一条が言うように、形状は美濃紙、半截を二つ折りにした横帳。これを綴じた。本稿筆者が勉強した限りの狭い範囲では、料紙は白紙であり、反古紙を使用した箇所はない。したがい紙背文書はなかつた。

〔イ〕 料紙は、有り合わせを使用した。日記の為の帳面があつたのではない。罫線や界線がない無地の料紙である。書きや訂正は稀である。行間をつめて一行ごとにしつかりと記述しており、行の曲がりは、ほとんど見受けない。記主は心身が健康な状態で執筆されたのをうかがわせる。

〔ウ〕 本書を熟読すると、揮毫を依頼され余つた料紙は返却している。記主は質素儉約の資質であり、本書も身辺の有り合わせ紙を活用したのであろう。

〔エ〕 全文が墨書。文字は細かいものの、おそらくは穂先がしつかりとした細い筆が使用され、文字の輪郭に太く速力をもつて執筆している。墨付は、たっぷりしている。墨の濃淡は判然としている。いわゆる「禿筆を奮つて」擦れたり、感情が昂揚して記述した印象をうけない。独特な筆法と思う。有栖川宮熾仁親王（以下、記主と言う）は、筆道の名手としてしられている。後述するように、本書には記主が筆道を指導している記事が散見する。近世によくみられる御家流の縦長く一筆書きのように流れる勢いで執筆した書法とは違う。

〔オ〕 激しい書きや訂正の類を見受けない。短い文章、単語が連接している。記主の迷いを感じさせない。

〔カ〕 一冊が一年ではない。最初から一冊を一年分として紙継続したのではない。適当に紙を綴じたのであり、明治十一年の大晦日の翌日から明治十二年一月一日への展開には、何の区切りもない。明治十三年の大晦日のつぎには、わずかに一二三行分があけてあり、明治十四年一月一日がはじまつた。

〔キ〕 一日の十干十二支は自分で毎日に書き込んだ。既成の具註暦の類を活用したのではない。

〔ク〕 明治九年—十四年の期間には、一年ごとに区切りを表す付箋がある。その疲れからみて、最初から付けてあつた。

〔ヶ〕 本稿筆者の印象では記主は緻密な人柄であつたと思うものの、近代の行政官が仕事で会計年度を基礎にして記述する日記のように一日分、一ヶ月分と紙数を配分した組織ではない。

〔ｺ〕 原本には、記主により与えられた一連番号が見いだせない。したがい明治八年分については、存否不明である。

〔ｻ〕 文体は一樣ではない。とりわけ第一冊になる、明治四年の京都から東京に向かう旅行記の箇所は、あたかも『十六夜日記』のような写景的な和歌紀行文である。『東閑紀行』のような沿線の風俗、生活は、眼中にない。東京に到着してからも、遊覧日記の趣向が禁じ得ない。明治九年からは一変して、漢文簡略式とも言える簡潔な覚え書になる。これに対比すれば、『熾仁親王日記』は実用的な箇条書である。當時として新式な、そして軍人が使用する鉛筆により、しつかりと書き込まれている。政府大官が職務繁忙なうちに要点を列記した備忘上の日記に間違いない。本書には、そのような箇条書きを認めない。

〔ｼ〕 刊本は凡例、第二条により、片カナに統一してある。原本によれば、記主は達筆で自在に書き進めた。

〔ｽ〕 神道の用事が増大した明治十四年は文章が長くなつた。明治十五年分は、最初から新年分を開始している。綴じ方が、明治十五年十二月三十一日で、しつかりと終わらせている。記主には、日記の書法をめぐり從来と違つた覚悟があつたのを推量させるものがある。自筆の『日記』と職員による『隱邸雜記』は、制度をふまえて連結している。

〔ｾ〕 明治十七年四月十五日の条で擲筆しているのは、以下の十八丁分が白紙であり計画した記述の打切りではなかつたのを推測させる。この一冊は墨の濃淡が一定していない。本稿筆者の私見に過ぎないものの、どことなく筆勢に安定を欠けるようになつた。本稿筆者は明治十七年の『日記』『隱邸日記』『隱邸雜記』の相互関係にわたる緻密な分析に不十分である。今後の課題にしたい。

〔ｿ〕 原本には、近代の編修官が整理した際に縦に施した紙帯があり、それには日記が開始し、終わる年次を墨書している。本文と別に一紙文書が挿入されていれば、その枚数をも略記している。「三ノ一」などと言う番号の意味は、本稿筆者には解しがたい。刊本、第三冊の「補遺」に所収された明治五年—明治七年分には、この番号が施されていない。それは、この原本が管理されていた状態を推測される。

〔ﾀ〕 二つ折りにしたのは、常に机上の文箱におさめてあり、日常に実用していたのであろう（機能については、後述）。原本から受けた印象は柔軟な非図書的であり、冊子の体裁をなしていない。図書としての形状がしつかりした刊本を学習した印象とは違う。

〔ﾁ〕 原本には紙の疲れがある。刊本を作成した際の結果であろうか。原本が公開されなかつた事情を考慮すれば、むしろ記主自身が、

くりかえして点検して実用していた結果ではないのか。

【表二】『有栖川宮幟仁親王日記』原本の分冊。

	原本、日記の開始	原本、日記の到達	原本、帯の番号	刊本の所収	原本の形状
1	明治四年三月十四日	四年八月十四日	三ノ一	第一冊	
2	明治五年三月十八日	七年五月十四日		第三冊、補遺	
3	明治九年一月一日	十四年十二月三十一日	三ノ二		二つ折りの癖がある。
4	明治十五年一月三日	十五年四月三十日	三ノ三	第二冊	
5	明治十五年五月三日	十五年十二月三十一日	三ノ三	第二冊	略式の和装本
6	明治十六年七月一日	十七年四月十五日		第三冊	略式の和装本

〔註〕 刊本、第三冊、補遺の略解には「総計六冊」と明記した。これと一致している。

## 2 一品宮御隠邸日記

刊本、第四冊（昭和十二年）は付録として『一品宮御隠邸雑記』を所収している。これを刊本、第一冊の「凡例」第四条は説明している。私見では自筆か他筆の違いが史料的特質の眼目ではない。『日記』『隠邸日記』および『隠邸雑記』に即した制度を考察するのが至当である。『雑記』とか『日記』と言う書名から安易に解釈するのは本質を誤解する。仮説をここでも予示すれば『幟仁親王日記』の本質は、記主が個人として社交上に必要な情報の備忘記なのである。それに対して、明治十三年に限り集中していく勉強した結果によれば、『一品宮御隠邸日記』の本質は、宮家職員の職務上の日記である。毎日に当番が「輝満」などと署名している。その記述の内容は、恒例行事、臨時行事、参内、来簡、参上の人名、人数、外出の人名、人数、時刻、贈答品、その他。後述するように、本書では贈答の記事が頻繁で、有力な特質になつてている。この『隠邸日記』には、本書よりも贈答の記事が、いわゆる事務的に詳細である。この一面においては、本書と『隠邸日記』の間には有機的な連結がある。ただし、『隠邸日記』には菓子の銘柄の記事は、ほとんどなく、この一面では本書のほうが緻密な感覺で社交に目配りしている。記主は茶の湯に堪能であり、贈答の菓子や花卉には感性が繊細であった。本書には記述していなくても、

『一品宮御隱邸日記』によれば、本書に記載してあるよりも多数の文書が往来しているのが判明する。本書には記述していないものの、邸内の「鎮守神饋品目」が記載してある。隠邸には年中行事があり、その神事に閑した記事は『隠邸日記』のほうが正確なのである。

### 3 一品宮御隱邸雜記

刊本、第四冊は『一品宮御隱邸雜記』の明治十四—十七年を所収している。管見の限りでは、原本は明治六年から『一品宮御隱邸日記』がはじまる。これは制度に即している。言い換えれば、最初から隠邸には職員による職務日誌が存在した。刊本、第四冊に所収の明治十四年二月以後にかかる『一品宮御隱邸雜記』は二月に神道總裁に就任したのに即応した制度上の職務により記述された。それ故に、明治十三年の『隠邸日記』にあつたような家庭の年中行事や親類の往来に閑した記事が消滅しているのである。『隠邸雜記』と『隠邸日記』は基礎になる制度が違うのである。解題書誌の範囲を超えているものの、あえて言えば刊本の第四冊が『一品宮御隱邸雜記』を限定的に所収し、「凡例」第四条を略述しているのは、図書寮編修官ないしは高松宮家別当が明治前期の神道に閑した知識をそなえて、はじめて着目した措置であつた。

【表二】一品宮御隱邸日記一覽

番号	明治・年	書名	始月—至月	紙数	刊本
三四三	六年	一品宮御隱邸日記	一一十二	一三三	
三四六	六年	一品宮御隱邸日記	一—六	九五	
三五一	八年	一品宮御隱邸日記	一一十二	二九三	
三五五	九年	一品宮御隱邸日記	一一十二	二〇八	
三六二	十年	一品宮御隱邸日記	一一十二	二三三	
三七五	十一年	一品宮御隱邸日記	一一十二	一九七	
三八一	十二年	一品宮御隱邸日記	一一十二	一三〇	
三八六	十三年	一品宮御隱邸日記	一一十二	三三三	
三九二	十四年	一品宮御隱邸雜記	一一十二	○	
			二一十二	一四〇	

三九九	十五年	一品宮御隱邸雜記	一一十二	一九八
四〇六	十六年	一品宮御隱邸雜記	一一十二	一二七
四一三	十七年	一品宮御隱邸日記	一一十一	四八九
四一四	十七年	一品宮御隱邸雜記	一一十二	九二
四一九	十八年	一品宮御隱邸日記	○	○

#### 4 抄記

明治前期にあつた『三条実美公年譜』『孝明天皇紀』などの修史事業のために本書は活用された。『孝明天皇紀』および『熾仁親王行実』の編纂には、旧臣である松浦辰男が尽力した。宮家の書類を活用するには、事情を熟知した人材であった。ここでは、以下の二書を学習した。

〔ア〕『熾仁親王御事績、日記抄』全六冊。請求記号、二七二一一〇〇。料紙は三種が混用されている。アー版心に「有栖川宮」とある青色、八行罫紙。イー青色四百字詰原稿紙。ウー無銘青色八行罫紙。編纂した動機、時期および編者は不明。編者の識語などはない。文体は編年体、日記式に出来事を懸ける。文体は、日記の条文を整理し抜粋して、伝記を略述する。文書を正確に引用した箇所がある。二三の箇所を紹介したい。文久二年（一八六二）閏八月二十日の条には、御下間に奉答して熾仁親王が上奏した意見書を引用してある。いわく「速ニ掃攘外夷、皇國平穏之様征夷府へ賜勅命可然ト存候」と。三条実美が「攘夷之観念、更ニ関東へ被仰下断然決策有之候」と言うのに一脈を通じる趣旨である（2）。『孝明天皇紀』には『有栖川宮記』と題している。慶応元年七月の条には「御替地」の記事がある。文久政変の結果により元治元年（一八六四）に有栖川宮親王父子は勅勅を蒙り幽閉に処分され、一橋・会津・桑名の連合派からの圧迫があつた。慶応元年〔元治二年〕（一八六五）六月には御花畠を拡張する名目により、旧来の屋敷地を「転宅」させると言う。第二次征長の役に指向する宫廷の政治情勢では、有栖川宮親王父子が圧迫されていた。その一件である（3）。明治元年三月十日の条には「勅書御代筆之義」。五箇条の御誓文のことである。

刊本、第四冊に所収の『熾仁親王年譜』は『熾仁親王御事績、日記抄』が有力な史料源と推量する。一根拠は、明治四年十二月、宮邸の八神殿の件にある。この記事は右同書、第六冊の同年十二月二十六日の条に該当するのであり、本書には見当たらない。この場合は、文

言から判定すれば親王自身の日記ではなく、従者が職務で記述している記録であった。

「イ」『有栖川宮記抄』全三冊。請求記号、二五三一—一六四。明治期の写本。内容は、慶応三年から明治二年の王政復古に限られた時期に集中している。三条実美伝記編纂の為に作成された。刊本に含まれていない時期に關した史料であり、どちらかと言えば新政府の総裁に就任した熾仁親王が中心になつた。

## 註

- (1) 『続・日本史籍協会叢書』にかかる『熦仁親王日記』第六冊(東京大学出版会、昭和五十一年)所収、藤井貞文「解説」は、「御日記は明治維新前も認められていたが、多くは国事奔走の事に係わるので、曾て焼却せられたと言う。惜しいことである」と言う。
- (2) 『孝明天皇紀』文久二年閏八月十八日の条。刊本「平安神宮、昭和四十三年」、第四冊、一二三三一—二三八頁。三条実美の意見書は対外武力発動を主張しているのではない。幕府に対して、「変革之政令、富強之術策ヲ」構築させ人民の士氣を励ますように督励するのに眼目がある。
- (3) 『孝明天皇紀』慶応元年二月十二日の条。刊本、第五冊、四六三—四六五頁。同上。慶応二年二月二十六日の条。刊本、第五冊、七三四—七三七頁。同上、慶応二年八月三十日の条。刊本、第五冊、八三五—八四二頁。『嵯峨実愛日記』慶応元年六月十七日の条。刊本、第一冊、二五二頁。

## 第二節 本書の概要、日記の本質—社交の備忘記録—をめぐって

### 1 概要—文体、時期区分、関心事—

①概要 本書の内的特質は、文体に着目し、そこから記主の関心を見いだし、その分析をふまえて本書の記録としての機能に時期区分を施す作業により解明できる。端的に指摘すれば、本書の機能は、明治四年から明治十七年まで全面的に不斷に連続したわけではない。複数の要素が、それぞれに連続したり、転換していった、一貫したのは天皇、皇后を中心とした狭い範囲の宮廷との社交ないしは贈答であつた。

②文体 本書の文体は片仮名まじり、和様漢文の読み下し風。きわめて簡潔な文章であるものの、箇条書きではない。したがい本書は制度や人名を検証しながら、文脈を読み解かなくてはならない。刊本は、かなり熟読して読点を施している。この書法が、『熾仁親王日記』と違う。『熾仁親王日記』は箇条書きであつた。

本書の文末は、動詞の活用語尾が片仮名で「贈ル」「返ス」「来ル」「帰ル」のような終止形が多い。一件ごとに書き立てるのではなく、短切に用件を連続させて記述を進めるので、内容の理解については、制度、文化をふまえた慎重で正確な仕訳が要求される。用語、人名には当て字がまじり、文章は短い。人名の固有名詞は名字で表記し、華族の場合には位階を冠したり女性には仮名をほどこしたりする。実名まで全部を表記するのは少ない。同族の場合でも、少年少女であれば名乗の「〇〇宮」と言う。官吏を指していく場合であつても、官職名を正確に表記する場合は稀であつて、一例をあげれば「十時前中村来、面会」とあれば、宮内省御用掛・中村修の意味になる(十年六月七日の条)。

文体は一貫したのではない。次に略述するように、明治四年に京都より東京に向かつた旅程の記事は、あたかも阿仏尼『十六夜日記』のような紀行文学、和歌日記とでも言える和文であつた。この時期が本書の全体ではない。むしろ記主は時世を理解し、用心深くなり社交生活に機能させる目的を沈潜させて本書を記述して行つた。

### 2 時期区分

記述の形式および内容を精査すれば、漠然と書き継がれたのではなく、時世に即応して書法が変化している。大別すれば全六期に区分『有栖川宮熾仁親王日記』の歴史的特質

できる。

第一期（明治四年三月一）。京都—東京を往復した時期であり、右に略述したように、多分に遊覧旅行の趣がある。文体は和文の紀行文学を思わせ、しかも和歌日記の形式である。前述したように、東京大学出版会、史籍協会叢書の解題が記主の和歌を評論したのは、この部分を指している。そうした和歌日記の形式は、この部分のみにあらわれた特質であり、全体ではない。

東京に到着して間もなく三条実美に對面して、ふたたび京都に向かう予定を告げている（四年五月十三日の条）。住居も芝・旧旗本屋敷であり仮邸であった。禁中には出仕しているものの、遊覧の外出がある。水上を舟航している記事が多く、幕末・維新期の江戸—東京には掘割や運河が発達していたのを反映している。五月五日の端午の節句には宮中に歌会があり、それより前の一日には御題が夏月と連絡されていて、三日には福羽美静とも連絡し、当日には参賀し、服装を宿徳（十徳の意力。秋元註）に改めて御対面した。退朝後には家庭の宴会となり「賑々敷、粽取合有之事」となった（明治四年五月五日の条）。招魂社の祭礼に出掛けて兵部省棧敷で競馬を見物したりしている（明治四年五月十五日の条）。この時期の日記は、どことなく遊覧の氣分が終始している。

記主には天皇への忠勤の誠意が横溢しているものの、官吏として勤務する意欲は別の次元の問題であった。

熾仁親王は福岡県知事になり、記主との生活が別になる。恰も官制改革の時期である。ついで隠居願が勅許になり（四年七月二十五日、三十日の条）、これで案件を処理できて京都に向かう。京都においても、遊覧、和歌日記の書法である。

参考のために明治四年に、新政府の大納言から宮中・麝香問祇候に転じていた嵯峨実愛の日記である『嵯峨実愛日記』「続愚林記」を読むと、文体は短切な和様漢文体であり、一瞥した限では、嵯峨実愛は連日にわたり出仕して政府要人と對面していて、あまり閑職にいるとは思えない。いかにも現役の官吏である。

『嵯峨実愛日記』には本書の記主・熾仁親王が東京に到着して間もない時期に参内した記事がある。（同書、四年四月二十七日の条）。それは本書の記事と符合している（四年四月二十七日の条）。しかも天皇は記主に対して「手ヅカラ御文匣之内、色々給」わる丁重な酒饌であつた。『嵯峨実愛日記』からは、そのような親密な状況が窺えない。本書には宮中との往復になれば臣下とは違う領域があつた。

第二期（明治五年一）。東京の生活である。用字は漢字ばかりで、まれに仮名交じりで短切に書き立てた。明治六年には宮内卿からの通知は、趣旨に言及する程度である。皇后、皇太后から簾および鉄漿を廃止する通知にしても趣旨の略記である（六年三月四日の条）。概

して記述は大雑把である。皇子・稚端照彦尊の不幸の際には「至而騒敷事」と言う(六年九月二十三日の条)。大礼服が規定され(六年十月九日、十一月三日の条)、記主は次第に通知の本旨を警戒するようになる。明治七年は京都遊覧である。記主が対面した多数の人名があらわれる。旧家臣との連絡があつた。しかし人名の本義は、本稿筆者の貧弱な知識では理解の域を越えている。遊覧であつても、第一期とは文体が違い、短切な漢文読み下し風になり、備忘期としての特質があらわれた。

第三期(明治九年—十四年)。東京に定着して、皇族の長老として活動した時期である。この時期は内容に特徴があり二分できる。前半は明治八年から十二年で区分できる。明治十年は西南戦争である。熾仁親王が征討総督宮として出征しているので、記主は心配して総督宮に関する報告書類を丹念に整理している。明治十二年には数寄屋の建築工事が始まり、茶の湯の記事があらわれる。明治十三年からは記事の分量が増加する。日比谷大神宮の遷座祭の為に外出している(十三年四月十七日、十八日の条)。

第四期(明治十五年の前半)。神道の用事が増大してくる。しかし白紙もあり、記主は書き進めないで料紙を新調して前進する。

第五期(明治十五年—十六年)。明治十五年からは新調されている。神官の訪問が増大した時期であり、贈答の記事も彼らとの関係が比重を増している。大体、字数が増大している。各地の神社からは揮毫の依頼が増大する。しばしば岩下方平が参邸して何事か報告している。この時期については別記の『一品宮御隱邸日記』が著名である。一瞥した印象の限りでは、この時期の内容は、第一期(明治四年)や第三期の前半(明治九年)の時期と違い、日本全国の神官との連絡になつていている。しかも、記主は神道の要職を謙虚に固辞している。

第六期(明治十六年—十七年)。前年に続く書法であるものの、記主の不調があらわれる。

本稿筆者は、この時期の本書の分析が蓄積できるならば、從来にあつたような『雜記』に集中した叙述に追加も可能と思う。

### 3 生活と日記の関係

① この日記を記述した時刻の断定は難物になる。記述には時刻を明記した。後述するように、記主は時刻に緻密であった。日記は、就寝前か起床後のいずれに記述したのか。私見では、大体において翌朝に前日の出来事を記述したと判別したい。一例を指摘すれば、明治六年十一月十三日、小桜典侍・橋本夏子が逝去した記事は、「宮内省ヨリ七時五十分ニ布告、翌朝承ル」と(当日の条)。これは翌朝の経験が、出来事の当日の条文に記述してあるのであつて、これからみても、朝方の執筆であったと理解できる。「午前二時、聊長震」と(六年十一月十四日の条)。これも翌朝に執筆か。

(2) 火事の記事は多い。本邸に近い外務省が炎上した際には、宮中からも近火見舞を賜つた。つづいて赤坂にも出火したので、親類ばかりか、大隈重信のようにめつたに本書に見かけない政府大官からも近火見舞いがあつた。この火事はかなりな規模であり、新聞記事らしい詳細な付箋記事が付いている(十年二月一日の条)。四日後には、またも近所に出火したので一騒動であつた(十年二月五日の条)。別の火事について、いわく「出火者神田御戸代丁「美土代町の意味。秋元註」之由也」と(十年三月二十日の条)。時刻や場所が記述してあり、記主が逐一に報告させたとみるよりも、新聞記事が下敷であった(十三年三月五日の条)。夜中の出来事を記述している場合があり、おそらくは翌朝に記述したのか。したがつて、新聞を読んでいた証左になる。

(3) 本書は日常生活の記録とは言えない。起床や就寝の時刻が記載してあるわけではない。食事や服装について記録しているのではない。後述するように記主は和装であつたが(第四節を参照)、それを記録しているのではない。記主には家族があつたものの、彼らの人間性に言及するような書法は採用していない。家職や侍女たちの人間的な一面は記述していない。記主の第四子、稠宮・威仁親王は海軍に進み、優れた人格的資質にめぐまれた。本書にみる彼をめぐる記述は、公職をめぐる冷静な書法であつた。それらから父母との人間関係をめぐる叙情的な感性を斟酌するのは、至難と言わざるをえない。それでも、記主が家族に繊細な配慮をみせた片鱗が窺える。本邸の熾仁親王が京都に公務出張して不在のおりには(結局には西南戦争に出征する)、本邸より栄君・溝口董子および稠宮・威仁親王、それに侍女二人を招き接待して、夕食の後にはデザートに蜜柑をすすめ「紙双六慰ミ有之」り、サービスした(十年一月二十七日の条)。正月の遊びと言うよりも、留守宅の家族への気配りを看取したい。伏見宮家に帰嫁した穂宮・利子女王が来邸した際には、帰りに半襟と亀甲簪をつかわした(十年二月九日の条)。儀礼上の贈答品と言うよりも親族の情愛を示唆したのであろう。稠宮・威仁親王の誕生日には何か贈物の目録を届けている。本邸と隠邸には使者が往来している(十年二月十一日の条)。誕生日をめぐる文化史学の史料として有用になろう。

(4) 贈答の菓子については、あきれるほどに丹念に記述しているが(第二節を参照)、記主が好んだ茶の湯の菓子については、まったくに記事がない。記主は繊細な感性の人であり、来客にすすめる茶の湯に菓子を添えなかつたとは思えない。これは不思議な感覚と思う。本書が贈答の菓子を緻密に書き立てるのは(第二節に詳述)、本書に本質的な機能があつたと解釈したい。

(5) 天象については月星に関心が少なく、稀には「月三光ミユル」(十二年十二月十二日の条)とか「先達來乾良之方宵曉ニ彗星顯ル、尾長シ」とある(十四年七月十日の条)。寒暖の程度さらには雨天や風向についても、さまで関心がなかつた。それよりも、雷鳴が嫌いなので記載した。一、二例をあげれば「入夜八時頃ヨリ雲、遠雷、白雨聊強シ、至明ル、其後細雨」と(十年五月十三日の条)。あるいは「九時

頃ヨリ俄ニ晃四、雷四、雨ニ成、暁天、亦、大雨、其後者晴」と(十二年七月十一日の条)。

#### 4 対面、神事への関心

本書は記主が対面して用事があつた人名を略記する。

① 宮中における対面が記載してある。一例をあげれば、薰子内親王の一年祭に参朝した際の記事には、第一に御靈殿(当時の公文書には皇靈殿と言わない)に玉串を供える前後に記主に付き添つた官吏については、侍従の系統にかかる雑掌・葉室俊顕、ならびに式部の系統にかかる少掌典・石山基正について言及してある。記事が簡略なので、そのままでは意味不明であるが、制度をふまえれば理解できる。次には前後に同席した華族に言及してある。会話や用事の内容は記述していない。深刻な場合は、記主の立場が略記してある。

② 隠邸への来訪者との対面が記載してある。来訪者の範囲は狭かつた。宮内省の官吏が職務により来邸する。本邸の家族や従者が来邸する。親類である華族(旧公家、旧大名)、来診の医師(ただし記主の場合は町医者ではなく、宮中の高階経徳であつた)、造作や修理のための職人についても記録してある。制度上に根拠はなく、記主と特別な事情により親密な学者や神官がある。事例をあげれば、明治三年『新律綱領』の立法者として著名な法官・水本成美は記主と懇意であつた。揮毫の依頼に来訪する官吏や神官もある。次第に第四期になると、記主と親密でない来訪者があらわれる。記主が直接に対面したのか、事務を扱う家扶が処理したのか、区分して記録している。それらや贈答の礼状などの用事については自ら書簡を発出して連絡したのか、代筆であつたのかをも記録している(十年七月十四日の条。十一年七月二十二日の条)。来訪者が持参した菓子の類を記録している。来訪者には菓子、間食、食事、茶を提供したのか、「包物」と称して言わば手土産を持たせたのかをも記録している。

③ 家庭の神事や慶事などの関係者を記録している。家庭には神事があつた(十年一月二十五日の条)。東京に移住したので、日枝神社の祭礼には、家庭に祝酒があつた(十年七月二十二日の条)。夏越の祓には「日枝神社カタシロ如近年、昨夜來」と(十一年六月三十日の条)。正妃・一條広子の一年祭は神式であり(八年七月九日の条)、祭主は権中教正・諫訪忠誠であり、さらに東京の神官、千勝典文・熊野吉澄・千勝季孝が奉仕した。雅楽は宮中の林広季・芝祐夏・岡文豊であつた(1)。記主の書法は人事および親類や従者からの神供や一統への配布の諸品であつた。

本書には華族ないし大名教導職が散見する。大教宣布運動史に関心を向ける立場においては、華族教導職の本旨が考察の眼目になる。

華族教導職が家庭における年祭を担当したのは、その考察に有力な一証拠を提示することになる。さらに別の場所において考察したい。

- (4) 神道ないしは神官の記事がある。本書の全体を一貫して頻繁にあらわるのが新田邦光であり、稀なのが稻葉正邦である。大教宣布運動史のなかでは、次第に大名教導職の第一人者に上昇する稻葉正邦が、記主とは必ずしも接近していない事実は看過できない。
- (5) 家族、召使の外出 記主の家庭の人的構成や愛玩動物の類は、厳密には判定し難い。それでも家政事務を扱う官吏がいて、穂宮・利子内親王が同居している。女性の召使たちがいる。彼らは頻繁に神社仏閣へ物語に外出して、他愛がない買い物をしてくる。記主は、それを几帳面に記録している。二三の事例をあげよう。いわく「約束之由而、磯・イク水天宮へ参詣之事」(十年六月五日の条)とか「磯・智水天宮参詣、圍海苦頼、カラス瓶入、一ツ持帰ル」と(十三年十二月一日の条)。

## 5 社交の備忘記

本書の文化史的本質は社交と贈答の記録にある。記主には社会生活があり、その為に機能させた備忘日記であった。煩わしい社会生活を切り捨てた隠者とみたり、花鳥風月を堪能した貴人の写実・觀賞日誌と断定するのは、いずれも一面的に過ぎる。宮中よりの現金ト賜ばかりか、親類からの贈与らしい記事もあらわれる(2)。

東京に移住した当初には、郊外であつた目黒不動や滝野川にドライブした活動的記事があつても、それは本書の全体では稀な場合であり、落ち着いてくれば、社交と贈答に注意している機能的な備忘日記であるのが本質である。これを他の貴人に对比すれば、同じ時期の宮内庁書陵部所蔵『嵯峨実愛日記』は、一度は獲得した政治権力の中枢から脱落してしまつた政治的反感および文明開化が急進してあらわれる新しい社会に対する憎悪に近い反感が横溢している(3)。本書は、そうした政治・社会的反感の日記とは違う。

本書にみる極め細やかな社交の範囲は親族、使用人それに氣を許した華族、学者、神官が中心であつた。東京に定着すると次第に往来の範囲が拡大したものの、政府の大官とは親密ではなかつた。宮中で旧貴族出身の三条実美や岩倉具視に出会つても、さしたる社交がない。しいて言えば、三条実美は得意な香道の教養を素材にして記主と交際が成立した(十一年八月二十一日の条。十二年十月二十四日の条)。神嘗祭を急遽に御代挙した際には、三条実美が記主に氣を使つている(十四年十月十七日の条)。三条実美は穂宮・利子女王を招待したりした(十六年十一月二十四日の条)。記主も敬語からして三条実美には「公」といい、別格の扱いで一日おいた。宮中から時候の見舞いがあれば、すぐに「三条公」にまわした(七年二月二日の条)。記主は皇族の地位にいても、臣下である三条実美には格別な威厳があつたの

か(四年五月一日の条。十三日の条。七月三十日の条。七年二月二日の条)。詠草短冊を依頼されても「卿」と呼び、別格に配慮した(一年二月十一日の条)。『行実』には記主の為に三条実美が染筆した額の写真を収載してある。

岩倉具視とは能楽再興の同志であるにもかかわらず、特段な親交はない。明治十一年、青山御所に能舞台が出来上ると、心得のある旧大名たちとの社交が拡大した。それでも、記主には好みがあり浅野長勲から晚餐に招待されても「西洋割烹ノ様子」がわかつたので断つた(十五年五月十一日の条)。

本書は政治に言及しない。大官の人事、廃藩置県、官制改革には言及がない。熾仁親王が出征した西南戦争については、関心が戦況よりも親王の行程に集中した。記主は家庭の祭祀について心が集中していたものの、戦時のことでの本邸の事情が不明になり、「家内中之事、当節柄不分明之次第」と困惑した(十年七月九日の条)。日記を追跡してみれば、かなりな報告を受けていて、ついに「全平定之趣」に接した際は、安堵を行間に読み取れる(十年九月二十四日の条)。大久保利通が白昼に殺害された際には、さすがに「即死力」と記したもの、翌日には平常の書法にもどった(十一年五月十五日の条)。大官の人事についての記事は眼目が熾仁親王にあり、政局にあるわけではない(十三年二月二十九日の条)。世事に疎かつたのか。間接的であるが記主の敏感さをあらわした一例がある。海江田信義が面会をもとめ建白書を持参すると、面会をことわつた(十四年十一月二十九日の条)。明治十四年の政変があつた時期である。これは、記主が政局に疎いわけではない証拠になろう。

## 7 皇后、皇太后

記主には旧時代からの宮廷文化が持続していた(4)。それは新式な官職制度にとらわれないで、とりわけ二后および女官たちとの社交であった。上京したのを宮内省に届けた当日には、照憲皇后(一八四九—一九一四)・英照皇太后(一八三五—一八九七)が記主に寄肴を贈られ(後述)、それに女官の書状がそえてあつた(五年四月五日の条)。天皇に拝謁したのは中一日をおいて小御所代であり、政府最高首脳の三条実美が陪席して椅子を賜り、坊城俊政に典侍や命婦らもつきそつた(五年四月七日の条)。

参朝すれば、皇后宮および皇太后宮との社交が親密な印象をうける(十年七月三十一日の条)。天皇については拝謁を賜ると言う意味の略述があるのに過ぎない。それも、大半は「曹御前而御嘶申上、過日拝領物御礼等申上候事」と言う類にとどまる(十三年六月六日の条)。それに対比すれば、英照皇太后、昭憲皇后への拝謁は頻繁であり、取り次いだり陪席した女官たちとは御前のテイブル上に茶、菓子、煙

草盆の三点セツトで接待をうけ「嘶」になつた(十一年七月十九日の条)。正月であれば大宮御所では、さらに火鉢を出して記主を接待した(十年一月三日の条)。年賀に参朝して「皇后宮年始御祝詞申述、西京江宜頬置所承知」と内談があり、翌日に「皇后へ者昨日紅梅頬置、西京御廻シ頬置、承知」と(十年一月三日、四日の条)。この年は孝明天皇式年祭により京都に行幸する予定があり、何事か相談したらしい。

記主は皇族の長老であり、故実にも詳しい。一例をあげれば、後西天皇について質問があれば、すぐに別記を立ち上げ宮内省に届けた(十年八月四日の条)。有栖川宮家は後西天皇第二子幸仁親王が継承したので格別な親族になる。この時期は西南戦争であった。『熾仁親王日記』は將軍の陣中日記であり、『熾仁親王日記』に、そうした家系由緒に関する記事があらわるのは自然であった。

まことに本邸の『有栖川宮熾仁親王日記』は政府要人の公務備忘記であり、法令や会議をめぐる記事が略記してある。用語にしても父子には違いがあり、父子の日記は違う社会の営為であつた。記主の一の事例をあげれば、参内して「御対面」について女房口より典侍に面会し皇后に御機嫌伺を言上し、命婦たちにも面会し、例のように「御内儀」の応接があり、あとで仕丁が拝領物を届けてきた(十三年十月九日の条)。政務の都合で天皇に面会できなくとも、雑仕が機転をきかして皇后宮に案内され、早速に御前に椅子を賜り、女官たちも「礼席」になり「御嘶」ができた(十年九月八日の条)。桂宮淑子内親王が薨去された際に参朝すると、皇后から拝謁を賜り中山忠能、橋本実麗らと退出した。すると記主には格別に御相伴が命じられ、あらためて御前にて軽食と酒肴を賜り、さらに小箱に整えた水入、文鎮その他の下賜品があつた(十四年十月四日の条)。なお、きわめて稀な記事に「位局不斗面謁、漱取持直ニ退ク」と(九年六月九日の条)。

## 8 女官たち

① 概要 本書の書法は宮内省などの官庁機構と天皇、皇后(皇后が炎上してからは赤坂御所)、皇太后(青山御所)の御座所を区別した。記主は概括して「参内」「参朝」と言う。そして「両局」と言う。これは侍従および式部の意味であった。宮内省の官吏については、言わば表の課長などの職名は使用しない。取次の便宜があるので「侍従千石」と言う。丹波・出石藩世子の仙石政固である。彼は後に子爵になつた(十年一月三日の条)。皇族の接遇および連絡を所管した中村修などについては、正確に御用掛と明記した。神事などにより式部に参り、用件をすませると侍従を通して「御対面」を希望し、ついで「申口」から皇后宮に参入して「女房向面会」を申し入れ、官位を帶びた典侍などの高級な女官たちと社交した。女官の新制は尚侍(ないしのかみ)ではなく、典侍(ないしのすけ)、掌侍(ないしのじょう)た

ちは、公家出身であつた。明治九年の権掌侍には、例外の士族出身が三人（西定子「奈良県」、税所敦子「鹿児島県」、樹下範子「滋賀県」）ある。七位級の命婦になると士族であつたものの、実態は地下官人や由緒ある社家の出身であつた。典侍たちは紅梅、新樹、浜萩とかの優美な二字名乗りであり、これより以下の命婦では一字の桐、樗、椿、菊、楸とかの花卉、樹木が名乗であつた。本書の書法では実名がまれであつた。それでも、実名で「命婦・三上文子」と明記した場合もある（十年十月一日の条、十一年一月四日の条）。彼女については実名で言及してある場合があり（十七年三月三十日の条）、好印象であつたか（5）。

こうした女官たちの記事は本書の有力な要素になる。天皇・皇后との対面の都合になれば、次の②に述べるように便宜があつた。本書の時代に基軸になつた女官の幹部は、幕末以来から連続して四辻清子が天皇に、高倉寿子が皇后に、万里小路幸子が皇太后に、それぞれに勤務した官歴を有した。彼女たちをめぐり、明治以前の制度や政治から遮断して解釈するのは無理が多いと思う。（6）。

年頭の歌会始には、事前に女官たちが和歌の「下案」を届けてくるので、記主が指導した（十一年十二月十二日、十三日の条）。記主と女官たちの結節点には和歌ないし国文学の教養があつた。宮中御歌所については、しばしば高崎正風が強調される。それでも、明治初年については記主を看過できないと思う。明治後期的印象を記主の時代に適用するのは慎重でありたい。

対比する為に、『熾仁親王日記』を一瞥すれば、「内儀」との贈答があり女官たちの名も散見するものの、西南戦争の経験は親王の政治、軍事上の地位が優美な公家の一面を優越するようになる。それでも、時としては「御内儀、女房書中ヲ以テ、還幸為御土産、七宝焼花瓶一对、天鵝絨卓机掛一個、拝領之事」と（同上書、十三年七月三十一日の条）。大体において、この記主の書法は実務的であり、記主が請書も発出した筈であるものの、その記事は見当たらない。それでも有栖川宮親王父子の場合は、やはり天皇の親類であり臣下とは違つ世界があつたことになる（\*）。それが本書の内的特質である。臣下である『東久世通禧日記』および『嵯峨実愛日記』を読むと、本書の記主たる熾仁親王は見当たらない。女官たちも登場しない。

② 贈答・取次 女官たちは記主と天皇、皇后、皇太后の用事を取次、贈答を届け、記主は彼女たちに和歌や筆道を指導した。記主が上京した明治五年四月には、品川に宮中から女官の桐が出張つて応接した。翌日には宮内省に到着を届け出ると、皇后から祝儀の肴が下賜され、さらに翌日には新樹典侍より着歎の肴が届けられた。こうした順序を経過して参内した際には、記主が予め宮中の女官たちに「花生花台、鮮鯛一折」と献上し、小御所代で拝謁を賜つた際には式部頭・坊城俊政に一典侍・広橋静子、二典侍・高野房子（7）、一命婦、二命婦が陪席した（五年四月四日、五日、六日、七日の条）。親類諸家との往来がすむと、記主はあらためて新樹典侍・高倉寿子に

「過日答礼」比目魚を遣わして謝意をあらわした（五年四月十二日の条）。記主の上京は宮中が歓待して、女官たちが封書をしたため、衝立て屏風に寄看が添えて下賜された。それには請書を提出し、とりついでくれた女官たちに宛て、猪口盃を文庫に調えて届けた（五年四月十九日の条）。

明治六年二月の改正後には、従四位（各省の次官、国軍の中将、少将級に相当）の典侍が三名であった。公家出身の四辻清子（一八四〇一九〇二）・万里小路幸子（一八三五一一九一八）・高倉寿子（一八四〇一一九三〇）の三人である。以後は、この三名が宮中女官の根幹であつた（8）。こうした高級な女官たちは、皇子・建宮（敬仁親王）が初めて参内したのにちなむ宮中祝賀の閣僚賜餐にも陪席した（十年十月二十四日の条）。「典侍両人始」とか（十三年一月七日の条）とか「宮内省女房両死」と言うのは、紅梅典侍・四辻清子および新樹典侍・高倉寿子であろう（十三年二月十五日の条）。英照皇太后は明治五年四月十二日、京都より品川に到着し、赤坂離宮に到御された。すなわち旧和歌山・徳川家邸であつた。これにより記主は参朝し、赤坂離宮では塩小路に面会した（五年四月十五日の条）。しばらくして書簡により予定し大宮御所に参り「御機嫌伺」を言上し「御対面」をとげ、茶、菓子、煙草盆の接待をうけた。皇太后宮の青山御所は一部三階建築であつて（五年九月十九日の条）、浜萩典侍、山桃典侍、大式藤命婦、楓命婦らが誘引した。明治五年四月、内廷刷新の後に青山御所で英照皇太后に奉仕した女官の筆頭は、公家出身の浜萩典侍・従四位・万里小路幸子であつた（十年一月十日の条。六月十八日の条）。浜萩典侍は本省にも勤務する機会があつた。記主が歳末の時候伺に参朝した際には、新樹典侍・菊命婦および浜萩典侍が三人で接遇した（七年十二月五日の条）。

彼女たちは記主が参朝すれば、茶菓を用意し「嘶」をして歓待した。『穢仁親王日記』と『熾仁親王日記』について明治七年一月十一日条、紀元節の記事を対比すれば、前者には椿・新樹らの女官があらわれる。記主は服装に関する希望が勅許になつたので、神事について御札言上を希望したのであり、女官たちが応接してくれて菓子をも賜つた。それから両陛下の御前にて皇族五人が揃つて酒饌を賜り、配膳は侍従・堀川康隆、綾小路有良、それに侍童五、六人（おそらくは、公家出身の少年か）であつた。記主は気分がよかつたわけである。前者に同席した後者には、大体の経過と時刻が略記してあるのに過ぎない。後者は要務が多く、宮中から退出すると帰宅しないで東伏見邸宅に向かつたのであり、本邸に帰還したのが五時三十分になつていた。後者には、この紀元節ばかりか、宮中での侍従や女官たちとの交際について記録しないのが普通なのである。

記主は元始祭に拝礼をすませて、侍従に拝謁を希望したところが「御用付御対面不被為、侍従仙石（政固、旧出石藩。秋元註）申述」ら

れた。そこで、同侍従を経由して紅梅典侍・四辻清子に取り次ぐと、簡単に「御座所辺通行」ができる、彼女らも付き添つて「暫時嘶」になつた(十年一月三日の条)。

年末には歳暮を届け(十年十二月二十六日の条)、別に拝領の歳暮をも伝達した(十年十二月二十七日の条)。記主はかねてより英照皇后の御写真を下賜されるよう願い、実現すると棚を構えて掛けた(十二年五月二十三日の条)。参朝して侍従を経由して写真の礼を述べたところ、「別段参不及趣」の歎慮であり拝謁できなかつた。そこで典侍・高倉寿子に面会して「暫時嘶合」になつた(十二年六月一日の条)。記主は「御対面」を希望し翌日も参内し、天皇が太政官より還幸になるまで待ち「漸御嘶」ができた(十二年六月二日の条)。あるいは参朝し侍従に面会してから、典侍・四辻清子および命婦・正源寺政子に面会し「暫嘶」になつた(十二年四月三十日の条)。暑中伺に参朝すれば、「御休暇中」であつたので侍従をして奥向に言上を依頼し、ついで皇后宮に参り新樹典侍・高倉寿子に言上し、命婦・桐も同席して「暫時嘶」になり「暑氣払葉毛賜」つた。そして青山御所にまわり、皇太后宮大夫・万里小路博房に申し入れ奥に参入し、浜萩典侍・万里小路幸子が応接した(十五年七月二十八日の条)。

皇太后が京都より還啓された際には、青山御所に祝着を言上した。雑仕何某が記主を出迎え、休所で浜萩が応接したので口上を述べて、浜萩、楓の誘引により御座所に進み、御前の椅子、ティブルで茶、菓子、貢盆の接待を賜り、直接に「暫時西都御嘶」になり、浜萩は次間に控えた(十年五月二十六日の条)。年始を言上し浜萩が取次、「御返答同人被出」の場合もあつた(十三年一月三日の条)。穂宮・利子女王が伏見宮貞愛親王に入輿した際には、青山御所に参り拝領物に御礼を言上し、浜萩、橘らが応接した(九年十月二十三日の条)。皇族夫妻が招待された宮中観菊会には、茶菓が下賜され「新樹典侍侍女房六七人拝」えたのであつた(十年十一月十三日の条)。なお記事にあらわれる「雜仕松尾」とは、侍従の所管にかかる雑掌・松尾相克であり、賢所の末尾とは別人になる。

幕末以来の懸案<sup>(9)</sup>であつた慶光天皇(閑院宮典仁親王)御追尊奉謚の件が解決して皇靈奉告祭となつた。特段な縁者である記主には、宮中より若狭塗重箱、分銅形桐箱に整えた水菓子、蒸菓子が下賜され、それには四辻清子および高倉寿子の書状が添えられた。記主は直筆で御礼状を奉答した(十七年四月四日、七日の条)。

③ 内掌典たち 「ア」 本書にあらわれる人名には、制度上の根柢を見極めるのが必要になる。右に略記したように御前の配膳役に單純に「有良」とばかり略記しても、記主には公家出身の侍従・綾小路有良が皇族たちに酒饌の世話をしてくれた意味として執筆したわけであつた。こうした制度をふまえた理解は、女官たちばかりか賢所に勤務した内掌典たちにも適用できる。こうした女性たちは、実名お

よび名乗をまじえて登場している。『熾仁親王日記』にも、頻度は本書より少ないものの散見している(10)。『東久世通禧日記』『嵯峨実愛日記』には、見当たらない女性たちである。本書の有力な制度、文化史的特質になる。

記主には、侍従の所管にかかり天皇・皇后・皇太后の言わば君側に勤務した女官たちとの往来に並行して、式部の所管にかかり賢所に勤務している士族出身の内掌典たちとの往来があつた。賢所に勤務した女性たちについては、本稿筆者の知見が貧弱である。以下には、本書を勉強した範囲に限定して略記したい(アーキ)。

〔イ〕 明治六年五月五日、皇居が炎上した。本書は、それを詳述しない。火事を略記する四日の日記は、五日になつて執筆したのであろう。炎上一件は、記主自身が参内し火事見舞いを言上した経過を略述するのに過ぎない。それよりも、贈答の記事がしつかりしている。五日、現役の熾仁親王は早朝から要務多忙で、記主へ報告に來訪し父子が協議した。熾仁親王は朝食を記主の所で済ませる有様であつた。それから記主は赤坂離宮に「回禄伺二出」、両陛下に御対面し、紅梅典侍、桐命婦にも面会して退出した。ついで六日には「紅梅始へ重詰、スシ、サカナ五、見舞ニ送ル、賢所五人江モ、同スシ計三重、四一之趣也」と(六年五月四日、五日、六日の条)。四一とは重箱の容量か。翌日に返事がきた(同上七日の条)。さらに記主は女官および賢所の双方に火事見舞を届けた。女官には「紅梅、新樹、椿、桐四人江火口尋之為、晒半反宛封中而遣ス事」と、翌日になり賢所には「久礼波、阿屋波(滝野、タツ)、右兩人江工皮文匣之内遣ス、賢所江モ五人江包物遣ス事」と(六年五月十二日の条)。ついで、炎上の一件と関係するのか意味不明であるが、「賢所琴崎暇乞之由、磯面会」とある(六年五月十五日の条)。「磯」は賢所の女性職員と往来できる立場であつた、彼女たちが「磯」を訪問した記事が散見する。炎上があつた歳末に、彼女らは記主に挨拶した。「賢所、滝野、サガワ、高津、久賀、四人ヨリ炎上之節遣シ物礼ニ、鰻玉子巻十五切、贈ル、一統ヘフルマウ」と(六年十二月四日の条)。この辺りの人数や名乗については、本稿筆者には正確な判断がつかない。

〔ウ〕 賢所に勤務した女性職員の名簿は、學習した経験を有しない。それ故に本稿では人物の実名および名乗を明記し難い。識者の御教示により訂正したい。

日記にあらわれるのは三人である。「賢所三人ヨリ新年祝ニ付鮑形春氣色菓子十五、奥向文而贈」と(十一年一月七日の条)。「賢所三人」とは、「職員録」の類に登載されている内掌典・山名寿子、権内掌典・堀川知子および朝山義子である。名乗は末尾・滝野・久賀か。管見に属した明治十年版、神崎正宜編『官員名鑑』には内掌典・小野直子、堀内紀子・山名「田」字は誤植力。秋元註 寿子、権内掌典・堀川知子、朝山義子が登載されている。実際には、この五人の体制が固定しないので、人名の判別には注意を要する。十二年正月の記事には

「賢所便り、新年二付黒川製三人ヨリ到来、高津ヨリ山名伝言、ソナレ松一箱、末尾ヨリ臘子一双」と(十二年一月三日の条)。山名寿子か。十五年の歳末には「賢所末尾始四人ヨリ歳尾二付、目六贈ル、久賀ヨリ清書來、入手」とある(十五年十二月十一日の条)。四人とは堀内紀子・山名寿子・堀川知子・朝山義子か(11)。

〔工〕 記主は東京に移住した最初から彼女たちと往来した。明治四年四月四日に参内し拝謁を賜った。ついで十三日の条には「内侍所斎高津、智福院面会之事」と。この記事は別々の来訪があり、それぞれに対面したのを意味している。「斎」とは神職を指していて「高津」が名乗である。内侍所とあるので、旧制である。智福院は内侍所の職員ではなく、これは別の来訪者である。これから社交が開始する。続いて、「内侍所兩人ヨリ鶴七ツ到来、今夕賞ス」と(四年五月七日の条)。あるいは、いわく「内侍所高津水仙巻十わ到来、嶋原半切百枚、扇三本遺ス」と(四年八月八日の条)。夏の葛菓子が贈られ、記主は式正に準じて料紙に扇子を添えて返礼したのであつた。

記主が京都から東京に還住すると、その当初に「賢所滝野ヨリ鞠形饅頭五、鯖鮎、切鮎等到来」と(五年四月十一日の条)。安着した祝儀である。ついで記主が高齢で異郷である東京に定着したのを祝福して、「末尾ヨリ藤松植物」が贈られ、和歌の贈答になつた。

松かえは　えなかねと共に　万代の　亀の齢を　そへてきゝけむ

直子、正子

御本二

十返りのはなとやらむ　万代の　亀の姿に　つくる松かへ  
松口亀候てたまひしをよろこひて御返事

還暦になつた記主を讀えて亀の姿にとのえた祝儀の意味で松が贈られたのであつた(五年四月十七日の条)。一人は小野直子か。厳密には、眞物の盆栽仕立てなのか、模型の島台なのか断定できない。賢所の職員との往来は、宮廷に勤務した女官との往来とは違つた意味での親密さであつた。一例を指摘したい。「賢所頼置平柿來、虫當今者最早ナシ、瓜形虎菓子到来」と(六年十一月十日の条)。記主は、かねて賢所の林間に柿実を希望していく、それは到来したもの、秋の虫は時期が終わつたという返事であつた。そして、記主に応えた賢所の職員は、虎屋の菓子を添えたのであつた。いかにも政治に距離をおいた貴人と賢所の繊麗な往復であつた。日記にみる明治五年一六年の交は、静境、清遊の情緒がうかがえる。この時期に关心が集めるならば、たしかに本書は閑地にいる貴人の風流日記とでも言える印象を禁じえない。本稿筆者は本書の内的特質に指向したい。現実に生起している制度史的展開を視野にいれて、時期区分や文化的特質の解明を提唱するのである。明治四年一五年の時期にあらわれる和歌日記とでも規定できる一面や明治五年一六年の時期にあらわれる風流日記とでも言える一面にのみに集中するのは、やはり一面的理解に止まるのである。

〔才〕 記主と賢所に往来した年中の贈答を概観したい。正月には「賢所三人ヨリ、年頭付相不变、匏形菓子十五到来之事、返事出ス、雪中花上包鯛笞」と（十年一月五日の条）。黒川製の鮑形の菓子であり、箱詰に調整しており、雪月花模様の上包（風呂敷か服紗か不詳）が施してあつた。菓子は蛤や桜形の場合もあつた（十六年一月四日の条）。正月には「賢所三人より例之通、蒸菓子、盆乗上り」と言うのであつた（十四年一月四日の条）。山名寿子は年頭の祝詞に鶏肉の煮付を届けてくれたので、さつそくに夕食に賞味した（十七年一月十一日の条）。この頃の記主は加齢により病弱がすすみ粥食になつていて、心配してくれたのであつた。

上述したように、彼らは年頭に菓子を届けたのであつた。春には「賢所、タキノ、久賀二人ヨリアンコウ到来」と（七年二月十二日の条）。彼女たちは筆道や歌道の指導を受けていた。季節には時候の見舞を届けてきた。「賢所久賀ヨリ清書見入手、末尾ヨリ詠進入手、山名寿子ヨリ時氣伺、黒川菓子二色十八」と（十一年五月十三日の条）。盛夏には「賢所三人ヨリ暑中ミ舞、ミタラシ葛菓子到来之事」と（十五年七月二十一日の条）。翌年の夏には「賢女三人ヨリ暑中ミ舞ニ水仙粽七把、文而到来之事」と続いた（十六年七月二十二日の条）。歳末には「末尾、滝野、久賀三人ヨリ小鯛料二疋宛來」と（五年十二月二十九日の条）。切花の贈物もあつた。いわく「賢所、安田ヨリ御庭菊切花到来、返事出ス」と（九年十一月十日の条）。

〔力〕 彼女たちは筆道を指導し（五年四月十七日の条）。十二年三月十日の条、彼女たちも丁寧に季節ごとに贈答した（五年十一月二十九日、十二月二日の条。十一年一月十六日、十七日の条）。旧元日には「寒氣伺」に「鳥焼二十羽」が届けられ、あわせて清書や和歌に加点して返した（九年一月二十六日の条）。二、三の事例を引用したい。「賢所ヨリ寒中付、鴨一つ芹籠入三人ヨリ到来之事」と（十一年一月二十日の条）。別の正月には、いわく「賢所久賀、清書留守中来ル、入手」と。ついで「賢所久賀、清書、加墨済返ス事」（十六年一月三十日、三十一日の条）。あるいは和歌を指導した。新年には「賢所、末尾御歌会始詠草被見ル、加点二下書モ認遣ス事」と（七年一月十六日の条）。「賢所末尾ヨリ詠草来ル、入手置之事」と（十六年二月八日の条）。「賢所、末尾、滝野、高津」の三人が揃つて来邸したこともある。記主は二階を案内したので、後日に謝意として唐茄子形菓子を贈つてくれた（十六年六月三日。六日の条）。

〔キ〕 賢所の彼女たちは学芸や贈答ばかり往来したのではない。記主が宮中神事に拝礼する際には、彼女たちが神事に奉仕した（六年一月二十三日の条）。これが本務であり、言わば師弟関係になるのであるから、厳修になるわけである。静觀院宮が薨去されたので慌ただしい際には、賢所の彼女たちからも連絡を受けている（十年九月八日の条）。記主は芝・増上寺に御代香をつとめたのであつた。この際の記事には、かなり連絡が緻密であつたのを窺える。

〔ク〕 賢所からは記主ばかりか、穂宮・利子女王にも挨拶があつた。いわく「賢所ヨリ穂宮へ、滝野ヨリ柚饅上り、尤黒川製」と(六年十二月十一日の条)。賢所の末尾は祥忌により「下宿」して、記主の「磯山宅ニ来」た。その際には黒川の蒸菓子および大甘鯛を持参した。一泊して翌日には、記主に對面して勤務に復帰した。そこで記主は、何か「包物遣」した(十年十一月十日、十一日の条)。ある元始祭の当日には「磯二ハ今朝賢所へ行く」と。明治十年一月三日の条。

断片的であつたものの、賢所に勤務した女性たちと記主の往来について見渡してきた(アーヴ)。文字通りの管見であり、まとまつた私見は形成しがたい。その程度の理解であつたものの、まことに記主は宮中年中行事に際して、和歌詠草あるいは筆道指南を華族ないし士族出身の女官や内掌典たちと親密に往来したのであつた。それでも、贈答の礼法が旧時代とは違ひ「薄情ニ相成」つたと言う場合が生じた(十五年八月十五日の条)。

#### 註

- (1) 本書に言う宮中伶人たちの職階は『官員錄』の記事と違う。本書には、大雑把な書法の場合があつたことになる。「熾仁親王日記」明治九年七月九日の条、第二条は、これを略記している。いわく「亡母一年祭ニ付午前九時発車、隱邸江行向、午前十時祭典執行、斎主權中教正諫訪忠誠勤之、午後四時帰宅之事」と。刊本、第二冊、三五七頁。まことに略記の城を出ない。それに対比すれば、本書の記主は神供、引き物などの類を丹念に書き立て、来邸した縁者に気配りしている。
- (2) 本書、明治十六年十二月三十日の条に、いわく「井伊直憲來、如例百円手元江持來、入手之事、茶菓出ス直ニ帰ル」と。
- (3) 吉田常吉「解題」は、嵯峨実愛が幕末・維新の多事多難な時期においても故実典礼、書式に口喧しかつたと指摘した。刊本、第三冊、五三一一三頁。五四二頁。それは正鵠を突いている。管見の限り『嵯峨実愛日記』は、未刊に屬している明治五年以後の時期に於いて激烈に時勢をなじり(挙証省略)、從来にも増して文明開化の思潮や風俗の変化を激しく批判している。刊本の末尾の辺から、時勢との関係をめぐり一例を指摘する。彼は麝香問伺候に転じた以後の、明治四年十一月二日に參朝したところが、すでに午前六時には海軍調練に行幸されたのを通知された。同格の旧大名は「所勞」と称して一人も出勤がなく無人であった。しかも記主に対しては「御用無之」と告げられた。第三冊、四九三頁。けれども『明治天皇紀』刊本、第二冊、五七一頁によれば、同格の旧大名らは早朝に浜離宮に出勤して海軍親閲を奉迎したのであつた。「所勞」ではなかつた。彼は公職に意欲があり參朝に

も意義を認めていたのであつたが、実際には宮中の日程を掌握できていなくて空疎であつたことになる。無残と思う。

- (4) 『熾仁親王日記』を熟読すれば、やはり宮中における親密な交際がうかがえる。詳述しないだけなのに過ぎない。一例をあげれば、明治七年十一月三日の条には、天長節の儀式がおわり「次ニ於内廷、皇太后宮、皇后宮、二品内親王親子御対顔アリ、退朝同四時五分帰宅之事」とあり、午後の半日が皇女の誕生を祝福する宴会であつた。この天長節に關した式部寮からの招待状は、複数回にわけて発出されていて、皇族一同に限り夫妻同伴の幸福な祝宴であつた。『熾仁親王日記』からは、字数は少ないものの喜びが窺える。

(5) 三上文子については『明治天皇紀』刊本、第十二冊、一八五頁。

(6) 四辻清子については『明治天皇紀』万延元年七月十日の条を参照。刊本、第一冊、二二三頁。高倉寿子については『明治天皇紀』慶応三年六月二十七日の条を参照。刊本、第一冊、五〇四頁。

(7) ここにあらわれる広橋静子・高野房子らの女官たちは文久政変を経験し、彼女たち自身も「退役隠居」「下宅謹慎」に処せられる苛烈な経験を有した。『孝明天皇紀』元治元年十月十一日の条。刊本、第五冊、三八三—三八七頁。高野房子は、天皇元服の儀に御剣を奉じたのであつた。『明治天皇紀』明治元年正月十五日の条。刊本、第一冊、五九四頁。彼女らは退官後も「旧女官」と称して『職員録』に登載され、「〇〇ニ准シ取扱」と優遇された。高野房子は特旨により従三位に叙せられた。『明治天皇紀』明治二十六年四月十日の条を参照。刊本、第八冊、二三七頁。明治初年の宮廷改革は、しばしば西郷隆盛による冗官処分として説明されている。私見は、幕末以来の制度的、政治的來歴をふまえた冷静な理解に前進したい。

(8) 『明治天皇紀』明治六年一月二十日の条。刊本、第三冊、二六頁。

(9) 『孝明天皇紀』元治元年是歳の条。刊本、第五冊、四三一一四四二頁。編者は評論を回避して、松平定信の秘録『揆雲録』から抄出しているのが、史料編纂の功績になる。

(10) 『熾仁親王日記』には、女官及び賢所に勤務した女性たちに筆道を指導した謝礼の記事が散見する。若干をあげれば、明治七年四月十日の条には「権女嬬、栄子来、面謁之事」と。多栄子である。同年七月十日の条には命婦・岡本保子、内掌典両名より書道稽古についての「肴料到来」の記事がある。同年七月十三日の条には「権女嬬、素子、建子、岩子ヨリ同様ニ付、肴料到来、清書一覽即刻返却之事」と。これは堀内素子・古谷建子・中小路岩子に施した筆道の指導であつた。彼女たちは士族であつても、

地下官人や楽所の出身であり、社会的属性が言わば旧世界の人々であつた。あるいは、明治九年二月十二日の条には「女傭二名來、面謁之事」と。刊本、第二冊、二九九頁。続いて明治九年二月十五日の条には「女傭両名來、面謁、酒肴差出」と。同書、刊本、第二冊、三〇〇頁。元来が、この日記は家庭についても実務処理に徹して詳述しない。この書法から窺えるのは、彼女たちが格下であつても旧世界を同じくして、しかも門下生なので気配りした感覺なのであつた。明治九年三月五日の条には「池田幸女ヨリ清書到来、一覽返却之事」と。刊本、第二冊、三〇六頁。これは大名家の姫君への筆道師範であつた。あるいは明治九年七月十日の条には「内掌典二名、池田幸女より清書到来之事」と。刊本、第二冊、三五八頁。そして歳末になれば、明治九年十二月三十日の条には「池田幸女ヨリ歳末二付、金千疋、菓子一箱到来之」と。刊本、第二冊、四三二頁。幟仁親王の書法とは違ひリアルであろう。

(11) 記主の薨後の明治十九年においても、内掌典は堀内紀子、山名寿子、権内掌典が堀川知子、朝山義子の四名であつた。明治十九年度『職員録』甲冊、十五頁。

[\*] 『幟仁親王日記』の書法は公職を中心とした実務の備忘記であつた。それでも明治二年記を一瞥すれば、旧来の公家社会の一面があり「月次内会」と称した歌会の記事を持続させている。親類との往来の記事は分量が多い。これらは廃藩置県の以後も持続させた。けれども、贈答の記事は簡略であり宮中の女官たちに閑した言及は見当たらない。

### 第三節 贈答と礼儀

#### 1 贈答

社交には贈答品が付属する。その贈答を検証すれば、本書の文化史的特質が指摘できる(1)。記主は初めて上京した六月には「禁中暑中伺」に「鮮鯛」を献上した(四年六月五日の条)。二后や女官たちとの年始の「御年玉献上」は依然として持続したものの、明治五年の冬に女官たちと相談して時勢に合わせて改めた(六年一月十三日の条)。それでも本書には二后、女官たちとの親密な社交、贈答が、一貫して書き立ててある。明治初年には鶴や鴨が贈答されていた(2)。井伊家に帰嫁していた宜子女王からは、年始に鴨一双に芹、柚子が添えられて届けられた(十年一月十三日の条)。賢所の内掌典三人からも寒中見舞いに鴨一羽、芹、柚子が届けられた(十年一月二十一日の条)。親類であつた水戸徳川家からは正月に五位鷺が贈られた(十六年一月三日の条)。東京に来て間もない頃には「猶鶴到来」とあつた(六年三月十一日の条)。本邸からは「鷺一足」が届けられ(十二年十月二十日の条)、「遊獵之得物、鶴二羽、鷺鳥一羽」が届けられた(十三年一月二日の条)。雀が来た際には「答礼二宝来豆一箱」を贈った(十二年七月二十日の条)。これは、さすがに珍しい。高級な女官たちに限らない。威仁親王の婚儀に際しては、権女嬬ミオが大鯛を届けた(十三年十二月十八日の条)。彼女は熾仁親王の筆道の門下生であるらしい。明治七年に京都から東京に還住してよりは、記事が事務的に書き立てるようになり、子細に銘柄までも書き立てた。夏、秋が近くなれば提灯や団扇を注文して、宮中や親類にくばつた(十四年七月九日の条)。十五年七月十二日、十五日、二十四日の条)。皇太后は記主の好意に対して「御挨拶」として肴、団扇、図書などを返礼とされた(十五年七月二十二日の条)。それでも記主は、次第に時代遅れな配慮であるのを察知していて、本邸の嫁である栄君・溝口董子が悦んでくれたのを記事にした(十五年六月二十九日の条)。栄君の実家でも交際には気をつかつていて、本邸を経由し栄君の本領である新発田の味噌が届けられた。これは「約束」であつた(十一年九月十九日の条)。それよりも以前であつたが、栄君が暑氣当たりで不調の際には「三盆白」を見舞につかわした(九年八月九日の条)。上等な白砂糖であり、これは今でも社交には付隨している。

すでに言及したように、記主は社交と贈答品については細かく書き立てた。その結果、本書はあたかも贈答品備忘記にたとえられる。社交で贈答にあてられた菓子、砂糖、鶏卵、鮮魚、干物、野菜、果物、装身具、文房具などの類が、まめに書き立ててある。西洋式にされた今日からすれば、和式の「絵口ウ燭」が贈答にあてられたのは、あらためて時代を思わせる(十三年四月十六日の条)。記主には好奇

心があり「西洋菜キャベツ」が到来して夕食にして「随分ヨシ」と賞味した(十三年四月三十日の条)。洋食は好まなかつたが、稀に気に入つた際には食材も略記して「格別成品ノ風味候事」と感心している(十三年六月二十一日の条)。

正月四日には宮中より「御焼カチン」が届けられ、それには命婦・三上文子が書状を添えた(十六年一月四日の条)。宮中よりは「御年玉」のほかに「五種寄看一折」が寒中見舞として下賜された。記主は即刻に請書を紅梅典侍に提出する(十年一月八日の条)。その寄看は、翌日に一歳下、妹の精宮・韶子女王(有馬頼咸に入輿。徳川家慶の養女)に「内遺」した(十年一月九日の条)。この妹宮は、当時の記主にとり存命していた唯一の兄妹関係にあつた。贈答の相手には親類が多い。精宮は家庭争議もあるので頻繁にあらわれる。

宮中からの拝領物には、用事が込み合つ都合であつても、参内して御礼を言上した。ある場合には、参内したところが陛下が政務多忙により「今日ハ拝謁ナシ」となり、女房口に進み命婦の取次により新樹典侍と対面し、拝領物に御礼を言上した。「種々嘶」となり同人より返礼に提灯を贈答される趣旨を承知した(十三年九月二十一日の条)。ある場合に参内した帰りには、桐命婦が介添えしてくれて、新樹典侍が接待してくれたので、これから浅野長勲からの招待に出掛けるのだと喋つた(十四年七月十一日の条)。

記主は穂宮・利子女王をいつくしんだ。伏見宮家との婚約が成立すると、本邸からは栄君その他の侍女たちが「衣類、道具類見物之」ために来邸した。そうした際でも、鶏卵一箱を持参している(九年九月二十七日の条)。帰嫁先の伏見宮家から彼女の誕生日により赤飯が届けられると、「答礼」だといつて饗節の目録を進上した(十三年七月一日の条)。

京都の人らしい贈物が散見する。本邸から新年の挨拶に「土産琵琶魚大籠」があつた(九年一月九日の条)。京都の湯葉を届けたり贈られたり(十二年一月二十七日の条、十二年六月十一日の条)、船便で京都の縮緬雜魚が届けられた(十二年三月二十七日の条)。記主は病氣見舞にも細く気配りした。伏見宮親王は夏風邪とみえて意外な重篤になつたので、見舞の使者を出し本邸の熾仁親王にも連絡し直接に行き向かわせた。ついに亡くなつたので、月がかわつて「膝中見舞」に菓子を届けた(五年八月五日、六日、九月三日の条)。そして伏見宮家は忌明を通知した(五年九月二十五日の条)。この場合にかぎらないで臣下の葬儀は記事にしないので、書法は社交、贈答で貫通した。使用者が病氣本復しての快氣祝は「銘酒龜之歲」であつたと記した(十一年九月二十八日の条)。

記主には学芸の部下があつた。『野史』を著した飯田忠彦は記主の旧部下であつた。それで記主は『野史』を一揃所蔵していた。井伊家の編者になる史学者の松浦辰男は、記主の旧部下であつた。本書には、彼が頻繁にあらわれる。二人は親密で、記主が「手ヨリ肴遣ス」

と言うように配慮をみせた(九年一月十七日の条)。

本書が文化史学の史料として優れるのは、右に略記したような多様な贈答品があらわれる個別、散在的な点ばかりに所在するのではない。本書には贈答の作用とでも言える、社会のなかの人と贈り物の連結している有様を簡潔に記録している次元にある。言うを要しないよう、保存の科学技術が発達していない時代であるので、贈答品は新鮮味があるうちに家中で消費したり他家に届けたり、かなり緻密に管理した。日記から丹念に追跡すれば、到来物が家中で消費したり他家へ廻されたりする有様が具体的に判明する。家中で消費した事例をあげれば、内侍所から届けられた鶴は「今夕賞ス」次第となつた(四年五月七日の条)。別の一例をあげれば、来邸した穂宮・利子女王が持参した求肥昆布は、翌日に井伊家への器返(文庫。前日に柿が贈られた)の菓子にあてられた(十三年九月十七日、十八日の条)。こうした記述は、政界を引退した記主が限られた範囲の社交に細心の気配りをみせる為に機能させた結果であった。本書は、権力闘争を叙述した史料とは別の領域における優れて社会・文化的領域を冷静に記録した史料なのである(3)。

## 2 菓子の銘柄

本書の有力な史料的特質は、到来したり發出した菓子の名柄や製造業者にある。明治四年にはマイカーの名義は記載しなかつた。それが、五年になると次第に明記するようになる。一例をあげれば、「羊羹黒川三棹暑中二付到来」と(五年六月二十七日の条)。それでも熾仁親王への病氣見舞について、「菓子、金米糖遣ス」と書いて「カステイラニナル」と訂正して、製造元を書き立てていない(六年三月十六日の条)。やがては「虎屋焼饅頭」とある(十四年四月十四日の条)。

ここでは菓子文化の史料として指摘する為に、不作為に菓子屋と銘菓を列記したい。わかりやすい事例から始める。明治五年六月二十七日の条に「羊羹、黒川三棹」とあるのが、本書にあらわれる製造元の最初になる。黒川は言うを要しない。黒川は頻繁にあらわれる。第二度目には「黒川羊羹」とある(五年十一月十五日の条)。「夜梅ノ白、二棹」と言うのは、黒川か(十二年三月七日の条)。黒川の蒸し菓子(十一年一月九日の条)。同じく柚形と柿形の蒸菓子(十年十一月二日の条)。十一月三十日の条)。黒川の笋形蒸菓子(十四年一月二十一日の条)。黒川の桃形薯蕷(十一年五月十三日の条)。黒川の木瓜、茄子形菓子(十四年五月二十一日の条)。黒川の菓子二色と言う場合もある(十一年五月十三日の条)。黒川の残月(十一年五月二十一日の条)。黒川の色昆布(十一年五月二十五日の条)。夜の梅(十一年六月十四日の条)。十一年六月十五日の条)。黒川製の落雁、ボウル(十一年四月三十日の条)。同じく黒川の粽(十一年七月二十一日の条)。黒川の「薯蕷粉

吹柿、月影」(十二年十一月六日の条)。黒川の「鞠形薯蕷饅頭」(十三年五月十日の条)。黒川の「源平饅頭」(十三年七月二十一日の条)。黒川の「葛みたらし、申指」(十三年八月十二日の条)。黒川の「ヒヨコ餅」(十三年九月四日の条)。黒川の「柚形・栗形菓子」(十三年十一月二十二日の条)。黒川の桜餅(十四年六月十二日の条)。黒川の暁(十四年九月八日の条)。栄太樓の煉羊羹(十一年三月一日の条)。

東京の菓子店をさがしてみよう。今も知られるのは岡野である。岡野の蒸菓子(十一年三月二十四日の条)。岡野の煉羊羹(十年八月二十九日の条)。紅屋岡野の蒸菓子(十四年九月十日の条)。今も著名なのは塩瀬の饅頭か。記主は西南戦争の時期には戦況に心配し続け、一方では皇族の長老として穗宮・利子女王が嫁いだ伏見宮家の事情にも油断ができなかつた。熾仁親王が凱旋し本邸へ行幸がめでたく成功すると、心労から病臥してしまつた。それで、本邸からは塩瀬の饅頭がとどけられた(十年十一月二十四日の条)か。ちなみに、利子女王は所労の見舞として鯉を届けている。

神田和泉橋通遠月堂繰谷製(十一年六月二十二日の条)がある。藤村の「太鼓饅頭」(十一年十月二十七日の条)。藤村の「善載」(十三年九月九日の条)。藤村の金玉糖(十年七月十七日の条)。同じく藤村のカステラ(十年十一月二十七日の条)。十一年十一月四日の条。十六年五月十四日の条)。いずれも東京の菓子家として知られる。壺屋のカステラもある(十年八月七日の条)。十一年十一月五日の条、十五日の条)。風月堂の「尾花形菓子」(十三年九月十一日の条)。これは「干菓子」であつた(十三年十月二十一日の条)。風月堂の饅頭(十一年十一月六日の条)。風月堂の煉羊羹(十年十二月十日の条)。風月堂の「二重桐箱縁而黒壁箱也」とあり、立派な容器に感心していく、中身については菓子と言うばかりであつた(十三年十二月七日の条)。同じく風月堂のカステラ(十四年六月十七日の条)。十六年五月十五日の条)。麹町中村屋の干菓子(十四年四月十八日の条)。因幡の森岡製の「豆銀糖」(十一年十一月十六日の条)。「白夜の梅」とは菓子の名である(十年六月十四日の条)。野村の落雁(十年三十一日の条)。金平糖の容器を略記した場合もあり「船底時計形箇」があつた(十年四月十八日の条)。大好きな時計形であつたので興味をおぼえたのか。

ある時には、皇后陛下より甲州銘菓、月の秉が文庫にととのえられて下賜された(十三年七月八日の条)。

右は雑駁に書き立てたのに過ぎない。本書には連日にわたり贈答の菓子が頻繁にあらわれる。それを丹念に分析すれば、菓子の歴史を研究するのに有用な史料になる。世間しらずの貴人が、あたかも来客の応接を扱う執事のように菓子などの贈答品をこまめに書き立てたものかと、いささか半信半疑になる。とりわけ明治七年の京都から東京に帰つた以後は、書法が固定して贈答を事務的に書き立てた。これらの先例をもとめれば、応仁の乱の時代に生きた三条西実隆は贈答品をまめに書き立て、乱世においても、狭い京都の公家社会での

教養と礼節をわきまえて生きぬいたものであつた(4)。あるいは戦国時代の『言継卿記』には贈答品がかきたててあり、食品の史料として有用であつた(5)。本書に対しても、それらの文化史学で著名な中世後期の日記に優るとも劣らない史料的特質を認めたい。明治初年の菓子の歴史を実証する史料として有用と思うのである。それを強調したい。

### 3 花卉、生り物

記主は纖細な感性の人であり花卉、生り物に関心があつた。記主の好みは識られていた。親族、使用人たちは記主のために、花卉、生り物を届けた(6)。霞が関の本邸からは、四季ごとに自家で丹精した花卉、生り物が届けられた。春には桜花鉢(九年三月六日の条)、初夏になれば紅白の桃、柳枝であつた(十年四月二十二日の条)。元老院議官・水本成美は花菖蒲を届けた。花瓶は九谷焼で錦繡手の立派なものなので、すぐに返した(九年六月十一日の条)。そして翌日には、記主は招待により雨中を同人の邸宅に出掛けた花菖蒲を観賞した(九年六月十九日の条。『行実』二三七頁)。本邸長屋の辺の枇杷が届いた(十年六月十八日の条)。その庭には杏もあつた(十年六月二十七日の条)。侍女は虎ノ門の琴平神社に参詣して釣鐘草の鉢を持ち帰った(十一年五月十一日の条)。本邸後園の西瓜は、到來したその日うちに賞味してしまい「極甘」かつた(十年九月一日の条)。秋には棗(九年十月十日の条)などの類であった。千駄ヶ谷の銀杏が届けられた(九年十月二十八日の条)。伏見宮家に入輿したばかりの穂宮・利子女王は菊を籠に盛つて届けてくれた(九年十一月十七日の条)。本邸の撫子を一覽した(十二年六月二日の条)。約束して白バラ二本を分けてもらい早速に挿し木してみた(十二年六月三日の条)。賢所の安田からは秋に「御庭菊切花」が届けられた(九年十一月十日の条)。訪問先で西洋の胡椒実を土産物に持たされた際には、好奇心がはたらいて「八粒」だと明記した(九年六月十九日の条)。明治九年、伏見宮貞愛親王に入輿した穂宮・利子女王は父である記主から詠草、書道の指導を受け続け、返信に「庭棗之三枝、両方而折取」て贈つてきた(十一年十月四日の条)。本邸の山本邦保は埼玉県下越谷の桃花を届けた(十一年四月八日の条)。賢所、内掌典の滝野・久賀の二人は、堀切で菖蒲を観賞した帰途に記主の邸内にいる磯を訪問して、菖蒲・赤百合・萱等を届けてくれた(十一年六月二十一日の条)。家人が堀ノ内の日蓮宗仏寺に参詣して土産は「黄木犀二枝」であった(十一年十月十三日の条)。花籠にととのえられた「洋名マグノリヤア」が届けられた。記主は「珍物也」と(十三年七月一日の条)。

記主の病氣見舞に「黄金水仙一鉢」が届けられると「庭ニ廻シ植物」して「見」た(十七年四月四日の条)。そして本邸から來訪した女性たちは「庭畑へ土筆取二出」た(同上)。松浦辰男は桃園を持つていて「桜、桃園咲出持」つてきてくれた(十一年四月三日の条)。季節によ

り桜、桃の花枝を届けたのである。この季節になれば、彼は記主の病氣の見舞に「絞繻子、椿白、八重桃折枝沢山」を持参してくれた（十七年四月十二日の条）。言うなれば桜見舞であり、『熾仁親王日記』にも松浦辰男は散見するものの、こうした纖細な気遣をにじませた記事は見当たらない。

記主は自邸に花畠があつた。一体、茶道家は茶花を自家において丹精こめて栽培している。推測の域を脱しないものの、記主も茶花には油断がなかつたと思う。記主の花畠には、茶花の目的も含まれたことであろう。熾仁親王妃の栄君（はる子。実家は越後・新発田藩主・溝口氏）が来訪した際には、望まれて土筆の畠に案内した（十二年三月二十二日の条）。水戸・徳川慶篤に嫁し、若くして亡くなつた同年の妹・蟻子女王（線姫、線教院宮）の二十三回忌のためには、自邸の紫陽花を届けた（十一年九月七日の条）。言うまでもなく、今日ではフラワー・ショップから四季を超えた園芸商品が消費者に供給されている。この日記を読むと、あらためて家庭の花畠と四季に従う贈答が新鮮な印象でうけとめられる（7）。

#### 4 重返し

何か届けられた際には、即座に「重返し」「文庫返し」「器返し」の判断に迫られる。到来物に添えられていれば「拝借文庫服沙「ママ」返ス」ことになる（十五年七月十九日の条）。それには三つの場合（あ・い・う）があつた。（あ）すぐに何かの礼物をそえて返事する。伏見宮家に入輿したばかりの穂宮・利子女王が菊を籠に盛つて届けてくれた際には、すぐに「器ニ鮭一切」で返事を出した（九年十一月十七日の条）。本邸から「小鴨三双」が届けられると、すぐに「文匣返ニ西京鮎煮付、筍大一本遣」した（十一年四月十五日の条）。記主が本邸に鱧玉巻を持参して出掛けると、栄君は「器物返ニ冰砂糖遣」してくれた（十一年五月七日の条）。牡丹を一覧したのであつた。そして帰り掛けには鶏卵一箱を持たせてくれた。（い）後日に重箱や籠などに礼物をととのえ、家族か使用人が先方に挨拶に出掛ける。本邸からの翌日の返礼が「器返ニ鯛煮付三切来」と（十一年四月十日の条）。家庭的な返礼であつた。（う）その盆や服紗はすぐに返して、何も礼物をそえない。すぐに返礼した一例をあげれば「夫々返物ニ相応入、返ス」と（九年十一月八日の条）。隣家の佐野常民が季節の桃を届けてきても、まことに素つ気なく盆と服紗を返却した。交際するつもりがないらしい。赤坂・永田町一帯は元來が鍋島家の領地であつた。しかも「隣家」であつた（十五年七月十五日の条）。そこで佐野常民は旧縁により新しい地主であつた宮家から借地したのであつたが（五年六月十一日の条）、記主には眼中になかつた。はじめのうちは「隣家佐野工部之某」と言つて捨象した（五年六月十一日の条）。その借地人が諸品

を揃えて「地所挨拶」に来るとなれば「佐野常民」になつた。それでも人物については一言もなく品物が書き立ててあるのに過ぎない（五年六月十一日の条。十六年十二月二十九日の条）。本書の本質であろう。同じく鍋島家の部下であつた大木喬任も近かつたものの、やはり社交範囲に属しない。佐野常民ではないが、社交の書状にても「祐筆返事」で済ませる場合もあつた（十年四月二十八日の条）。これとは反対な場合があつた。大宮御所から食籠に入れた梨、饅頭が届けられた。記主は御礼の書面を直筆で認め文庫に入れて発した。つまり食籠は、御下賜されたわけである（十六年三月九日の条）。光格天皇祭に参朝した際には新樹典侍が新年の歌会を話題にして、下書に指導して返却したところ、器返があつた（十一年十二月十三日の条）。

重返しは、今でも心得がある人々には奥床しい礼法になつて生きている。きめこまやかに「重返し」をめぐり配慮していた有様があらわれるのは、あらためて本書に生活文化の史料としての特質を認めたい。

## 註

- (1) 『嵯峨実愛日記』は贈答の記事が少ない。稀に「大原議院長官文通、西京名酒若緑到来、為答礼贈鮓一折」と。刊本、第三冊、二二九頁。
- (2) 『嵯峨実愛日記』明治三年十一月十九日の条に、いわく。「大隈參議へ贈雁二羽、過日豆州出張之節、彼是世話之事、謝遣之」と。刊本、第三冊、三四五頁。
- (3) そうした贈答の記事のなかには、記主が辟易した社交の場合もあつた。ある来客が多くつた一日の夕方五時に、予告なしで綾小路有長が来邸して酒を入れた瓢をみせ、青山御所挙領と言う「鯉猪口」で酒をすすめた、すぐに帰りそうもない「無余義當方モ吸物、肴二種位而飯モ出ス」接待になつた、そして「瓢ノ酒取り替、養老酒入返ス事」となつた（十三年九月二十五日の条）。彼は本務が侍従であり、御歌掛であり、大伶人をも兼ねる多才な旧派の貴族であつた。記主にしてみれば懇意な人物であつたもの、めずらしく感情をあらわした記述になつた。一体に彼は気さくな人柄で、揮毫を依頼してきた際には暑中見舞に唐饅頭を持参した（九年七月二十五日の条）。諾否を確かめるのに来邸した際には、炎暑の時候であつた為か「茶菓、干飯水而出ス」と言う場合もあつた（九年八月三日の条）。
- (4) 芳賀幸四郎『三条西実隆』「人物叢書」。

(5)

奥野高広『言継卿記』。同上『戦国時代の宮廷生活』。

(6)

家従・池田輝満は外出した際に、記主の為に「サフラン小鉢一つ」その他を買い求めた。明治十七年三月二十九日の条。

(7)

『嵯峨実愛日記』明治四年八月十日の条に、いわく。[菊以下草花數株令植於前栽、美麗令悦目、亦此他前栽秋草萩薄蘭等咲交争色、尤足愛]と。刊本、第三冊、四六二頁。

## 第四節 学芸、人物

### 1 概要

記主は好学で筆道、和歌に秀でた。人が知るよう、皇太子・睦仁親王・明治天皇の習字師範であった(1)。ついで女御・一条勝子「美子」—昭憲皇后の書道師範であった(2)。したがい、宮中では最高級な師範を意味する。東京に出てきた当初から宮中筋からは、揮毫および和歌の依頼や指導が頻繁にある。陸軍士官学校の額が依頼された。叡慮により「御代筆」であった(十年十一月二十日の条)。東京に到着してすぐに端午の節句であつたので、詠草の指導を乞われて、記主自身も詠進した(四年五月一日、二日、三日、四日、五日の条)。連日にわたり侍従や福羽美静らと連絡していく、記主が細心な注意をはらうのを窺える。水無月の故事にちなみ叡慮があり、記主は詠進歌を届けた(四年六月十三日、二十三日の条)。この時期は蒸し暑く、宮中よりは見舞いの鮮魚を拝領して記主は自筆で御礼を認めた(四年六月十八日の条)。記主には女官たちからの信望があり指導を乞われた。東京に移住した直後には、賢所の滝野、久賀が入門してきたので早速に手本を用意した(五年四月十七日の条)。それで、かれらは礼物に「巻玉子鰻 蓋乗而送」つてきた(五年四月十九日の条)。少女の師範を喜んで引き受けている(六年九月四日の条)。田安家の姫君(徳川鎮姫)が筆道入門を希望した際には、本邸から家令の山本邦保を呼び寄せ事前に面会させたりして慎重であった。山本邦保が事情を確かめた結果では、出羽・莊内の酒井家と婚約成立したので、その準備であつた。記主は、それを承知してから田安家の使者と面会して承諾した。稽古は対面しないで、手本を届けた(十三年二月十二日の条。十三日の条。十四日の条。二十一日の条。二十二日の条。二十三日の条)。ところが清書が記主に届けられたのは三ヵ月も後であつた。そこで記主は、なにか示談した(十三年五月八日の条)。伏見宮家に嫁いだ穂宮・利子女王のためには懐紙詠草と手本を届けた(九年十一月二十二日の条)。彼女の為には、しばらく指導を続けた(十年十月二十八日の条。十一年三月十五日の条)。宮内省の高官・杉孫七郎が依頼してきたこともある(十一年二月七日の条。三月十六日の条。十一年十二月二十三日の条)。本稿筆者は福岡県門司市の神社で杉孫七郎の見事な書幅を実見した経験がある。名手の杉孫七郎が依頼したのであるから、記主を尊敬していたのに違いない。

格別に懇意な神道家・新田邦光(後述)の周旋では、多忙な際であつても神号および短冊五葉も書き上げた(十年七月十八日の条)。同じように尾張の真清田神社のためには「承置」と快諾した(十年五月二十七日の条)。東京の古社、日枝神社の神官・千勝興文からは揮毫の懇意が紹介されてきた(十一年二月十日の条)。氷川神社の為に揮毫した際には、その額を実際にみて「宮司斬」した(十一年七月三十日

の条）。それでも不愉快な場合があつた。上杉斉憲は先祖の上杉謙信三百年祭につき詠草を依頼してきた（十一年三月十八日の条）。しかし、記主は気乗りしないようである。

宮中御歌所の懐紙の書き様については、高崎正風や三条西季知と対立した。引き下がらなかつた。それで叡慮により記主に決した（十三年一月二十三日の条）。宮内省文学御用掛の人事案については三条西季知から意見をもとめられて近藤芳樹と高崎正風について「可然」と回答した。もっとも近藤芳樹には「はなはだ老年を以て耳遠く、はなはだ困却候なり」と記した（十二年一月二十八日の条）。つづいて孝明天皇祭の当日には天皇に直接に供奉して、直会の酒餞をたまわり、文学局の件も話題になり書類を持参している（十二年一月三十日の条）。そして近藤芳樹は宮邸に参上して御礼を言上した（十二年一月三十一日の条）。二月十二日の条。二日の条）。

記主は華族出身の女官および賢所の内掌典などと交際したが、士族出身の女官とは交際がない。それでも閨秀歌人の税所敦子については、逆に短冊の入手を希望していた（十年五月十一日の条）。なお職員に命じて発出した簡単な書面については「返事祐筆之事」とか「祐筆文」とことわつてある（六年八月二十九日、十月七日の条、九年七月十四日、九月四日の条）。その名が「祐筆いま」とある（七年二月一日の条）。女性だろうか。初冬に体調不良に陥り「平臥」した際には「代申付」けて書状を発した（十年十一月二十一日、二十五日の条）。病気がちになると「風氣中、今ヨリ直書替り而出ス」と（十六年十一月二十二日の条）。あるいは「御礼之文、今ヨリ指出シ、文庫返上之事」と（十七年二月九日の条）。

本節では、本書が文化史学の諸分野に有益と思われる、以下の2学者、神官、3能楽、4時計に限定して略述してみたい。

## 2 学者、神官

① 概要 本書には、成長し始めた近代的なアカデミズムの外側にいて旧来の宮廷文化の内側にいた学者、神官があらわれる。記主は読者の為に人物を説明しないので、往来する根拠を確かめなければならない。今は詳論を回避する人物を二例をあげれば、第一には国学者・近藤芳樹がある。近藤芳樹は長州藩出身の歌文の徒である。宮中・文学御用掛に起用された歌人であつた。この近藤芳樹が記主の茶事に客として來訪していたのである。近藤芳樹は事前に郵便で來訪を予約した。前礼か。当日には、表において近藤芳樹と対面して用事をすませた。当日の記主は、別に官吏の藤井希璞・大沢方義をも招致していて、近藤芳樹も心得があり「好」なので、五時頃から客三人が「待合」に入り「茶事」になつた。散会が夜の十時頃になつたので、季節および時間から推定すれば冬の夜咄であつたか（十二年二月一

日の条。明治初年に官に起用された多くの国学者のうちでは、近藤芳樹は分析される機会が少ない。本書にあらわれる近藤芳樹は、從来にしられなかつた情報、だろう。

第二には法学者・水本成美がある。彼は鹿児島藩の出身であり、維新政権には一貫して中国式の刑事立法官として参画した。明治法制史上では、よく知られた人物である。明治十七年、参事院議官の現役で没した(3)。本書には、記主を頻繁に訪問している。内容は花卉の趣味である。一例をあげれば「栄君ニハ過日來、水本成美庭前菊見物願而、二時前馬車而、常共三人同車而、成美方へ行、所々庭之菊花見物、外ニ栽物温室等迄モ一覽」と(十二年十一月七日の条)。本邸の熾仁親王妃は、水本成美の菊を見物に外出して、接待をうけたのであつた。水本成美と記主の往来は、制度上に根拠があつたとは想定できない。文字通に花鳥風月の清遊であつたろうか。

本書には学者や神官などが属性を説明しないであらわれる。右の二人は、制度上の根拠があるにしても、多分に和歌や園芸の趣味が結びついた交流であつた。

文化史学の特定な分野について材料として観察すれば、右の二人にも増して史料的に有用な場合が指摘できる。ここでは、記主と格別に懇意であつて、從来に説明されていて新知識として追加できる事例を設定して考察したい。すなわち記主とは格別に親密で、修史事業史の上では、『孝明天皇紀』の編者として知られた松浦辰男が、本書に頻繁にあらわれる(次に②として立項)。同じく神道史の上では、教派神道・修成派の創始者として著名な新田邦光である(次に、③として立項)。そして、それとは反対に、記主とは特段に懇意でなかつたものの、大教宣布運動史上では著名な神道家・千家尊福があらわれる。その様子は神道史に新しい知見を追加させよう(次に、④として立項)。

② 松浦辰男 松浦辰男については、国文学の立場からのしつかりした伝記がある(4)。歌人であり、柳田国男や田山花袋の恩師であり、旧派の和歌結社の指導者であつた業績が、家庭および家庭の物語を背景にして丁寧に説明されている。その伝記には、旧主君である宮家の慶弔にちなむ和歌作品が紹介してある。

彼を『孝明天皇紀』の編者として考察しようとする私どもには、本書には、そうした伝記的事実ばかりか、かれが起用された文化的背景を考察できる史料が頻繁にあらわれる。本書および『熾仁親王日記』の学習により、彼が宮中では知られた人物であつた様子が判明する。端的にいえば、本書の時代においては旧時代の学芸ないし小さい範囲の社会関係が完全に消滅したわけではなく、限定されていたにしても持続していた。その実例を松浦辰男に設定できるのである。

松浦辰男（一八四二—一九〇九）は父・武藤胤久が地下官人（正六位、左右衛門権大尉）であり、有栖川宮家の家士であった。この事情により、本人は旧時代の嘉永元年（一八四八）に六歳で有栖川宮家に近習見習として出仕した。記主は「満ツラ」「マツラ」と記しているので「まつうら」ではないと断定できる（十年四月二十六日の条。十二年十一月三日の条）。松浦辰男は、この主君である有栖川宮熾仁親王から和歌の指導を受けた。年中行事の歌会があった（『行実』三三一頁）。記主は松浦辰男が届ける短冊を「稽古月次短冊清書落手」と言っている（九年十二月三十日の条）。まことに、一人は主従であり子弟の関係でもあった。新時代になり有栖川宮家の用人として東京に移住した。記主が一旦は京都に帰る際には見送りの伝言をしてきた（四年八月十一日の条）。ついで明治五年三月、太政官に勤務した。したがい、本書にあらわれる記主と松浦辰男は、新時代の官職や位階の上下関係よりも、旧時代の主従関係が持続して、しかも親密な往来があつた（五年五月十日の条。六月十六日の条。九年一月十七日の条、十二月三十日の条、十年一月一日の条。十年六月十日の条。十一年七月十二日の条）。彼が年賀に参上すれば記主は対面した（十年一月一日の条）。彼は花卉に趣味があり、萩を好み自宅を「萩坪」と謙遜した。それで朝方に勤務の途中で自宅の後園から採った「山振椿」をとどけていった（十年四月二十六日の条）。記主は彼の庭木の岩檜葉を希望して、従者が一本をもらいうけにでかけた。そして記主は「謝モ申入」れた（十二年十一月三日の条）。夏には鈴虫に詠歌を添え届けてきた（十年八月十三日の条）。彼は夜になり「花橘薰物一包」を持参して、記主に対面しないで帰つていて（十一年二月十六日の条）。歳末にも挨拶していた（十年十一月二十九日の条）。そうした懇意であつたので、彼の妹・久子が飯倉片町の薬種店に嫁したのも承知していた（十年八月二十五日の条）。台風の見舞いに「尋問」してくれた際には、記主が二階で「喫茶」の折であつたから「同伴」させ「暫時嘶」をした（十三年八月二十七日の条）。記主は彼の母親・守子の六十歳賀のために詠草をあたえた（十二年八月五日の条）。ある歳末には霞ヶ関一帯が火事になり外務省も炎上した。記主は幸いに類焼をまぬがれた。それで近火見舞を受けた。松浦辰男の母・守子も、干菓子一箱を持参して見舞いを言上した。記主は、その好意に感謝して真鴨一羽をつかわした（十五年十二月二十四日、二十六日の条）。八歳になる子息の守男（徹男。帝大工学士、鉄道技師）にも対面した（十六年九月三十日の条）。煩瑣のうちに、記主はかなり格下の官吏であつても、父子二代にわたる従者でもあつた学者に対しては、特別な配慮をみせたわけであった。そして、それは『熾仁親王日記』にも継承された。ただし、その日記には「大舍人」と旧式な官職名が冠されていて、本書の記主とは違う書法を認めたい（事例省略）。

記主は歌会を主催していた（『行実』三三一頁）。松浦辰男は門下生扱いであり、正月の稽古始だと言つて和歌を提出し、「旧地（京都）の意味。秋元註）下り松自画贊」をも持参した（十一年一月二十六日の条）。正月の行事の小豆粥の当日に記主から指導をうけた（十六年一月

十五日の条)。

松浦辰男は太政官記録課から修史局—修史館の官撰修史事業に従事したもの、官等はいたつて低かつた。一、二例をあげれば、明治十年の「官員名鑑」では一等繕写にすぎない。明治十九年の「職員録」(甲)では修史局で掌記、判任官五等の第四席について、すでに後進の田中義成に追い抜かれている。ついに明治二十四年三月には史局内部の抗争により非職になつた。こうした有様であるから、從来のアカデミックな史学史では着目されなかつた。

明治二十四年十月に松浦辰男は『孝明天皇紀』の撰者(編修嘱託)になり、ついに明治三十八年に撰進した。とりわけて、『付図』の絵様解説を担当したのは、少年の頃から宮廷を承知し本書の記主に仕えた経歴が發揮された。その功績に対しても、明治四十年に勲六等単光旭日章であつた。記主との往来から判別できるように、松浦辰男の人と学殖は、宮中の筋ではよく知られていたのであつた。卑官ではあつたものの、近代的な大学の学術とは別に、宮中での学芸の趣味や人柄が信頼された人物であつたのに注目したい。付言すれば、彼の長女・田女(為子)は、明治二十九年、十九歳で賢所に権内掌典・「すみ江」として勤務した。

③ 新田邦光 記主の上京は神道の方面からも敬意がはらわれた。東京に到着して、まもなく福羽美静より「宣教使講書二冊到來」と言うのであるから、その様子が窺える(四年五月九日の条)。神道家では阿波国人、竹沢寛三郎—新田邦光(一八二九—一九〇二)が制度を超越して格別に懇意であつた。記主は神道教導職總裁に就任すると、神官たちから畏敬が集まり、揮毫の依頼が殺到した。制度上では新田邦光と同じような一派の教祖であつた柴田花守らと記主の往来に比較すれば、著しく違う。

記主と新田邦光との往来は明治以前に遡り、親密であつた(十四年六月一日の条)。新田邦光は神道、修成派の創立者としてしられてゐる(5)。すでに明治元年に、新田邦光は岩倉具視の命令により飛驒鎮撫使となり、政治に参加したが、一転して岩倉具視・有栖川宮「二心アルハ不都合」を糾弾され、忍藩に幽閉された。旧藩の後援がない新田邦光は、こうした政治の非情さを経験していた。新田邦光は記主が上京してまもなく参邸し、祝儀の鯛を届けてきた(五年五月三十日の条)。一年後には、記主は彼の為に揮毫した(六年七月二十六日の条)。神道修成講社の結成である。

本書を一瞥した印象から判定して、明治六年の頃には、記主の能筆は東京の政界や神道界、あるいは華族の社会では、必ずしも著名ではなかつた。むしろ『熾仁親王日記』には本書よりも早い時期に神官が来訪している。本書には当初に神官が稀であり、その当時でも記主は新田邦光に気軽に揮毫を与えた。毎年十月二十五日は記主の家庭の祥忌・神事であつた(6)。新田邦光は、それを知つていて前日に

鏡餅その他の神供を届けた(十一年十月二十五日の条。十二年十月二十四日の条)。彼は邸内の長屋に住居していた(十一年三月二十四日の条)。学校の上棟式に呼ばれて鏡餅をいただいたといつて、記主に届けた(十年四月十九日の条)。

彼は説教の旅行が断続した。彼が幕末期に飛驒で遊説した活動は、芳賀登『草莽の精神』〔塙新書34〕(塙書房、昭和四十五年)が「オルグ型志士」と命名した。本書には彼の巡回説教の内容や信徒を組織している状況については窺えないものの、頻繁に旅行にでかけている様子は認められる。彼は各地の名産を僅かな分量であるが記主に届けている。若干の事例を指摘したい。信州蕎麦を届けてきた(十年五月三十日の条)。美濃からは陶器を届けた(十一年五月十五日の条)。記主が茶の湯に堪能なので名産品の焼き物を届けたのであつた。そして説教の旅行から帰着すると、記主は、ただちに内願があつた染筆を仕上げて渡した(十一年五月二十四日の条)。ついで新田邦光は季節の野菜である木瓜、茄子、枇杷や信州の若茸をとどけた(十一年五月二十六日、二十九日の条)。上州に「教導之義」により出発する際には、記主は餞別の目録をつかわした(十二年四月二十七日の条)。その上野から帰京した際には、表に来訪し土産が多様であつたので記主も面会して「挨拶申述嘶承ル」(十二年七月十九日の条)。彼はたえず巡回説教にでかけた。「阿波国産砂糖二包」を届けてきた(十二年十一月二十四日の条)。茶人が珍重する和三盆である。何気ない土産ではあつても、彼は記主の趣味をしつていたのであろう。そして「近々隠刃へ出帆之趣也」と言つた(十二年十一月二十四日の条)。甲州の巡回説教から帰着すると「蕎麦粉一袋、甲州産砂糖漬一箇」を届けた。すると記主は面会して「挨拶申入ル」。対面して旅行の話をして、記主は返礼に到来物の「美林酒、満上」の一壜をつかわした。社交上の菓子よりも、家庭の都合を考慮したのであつた。新田邦光は謙虚で「磯」を取次にして、年末には信州蕎麦と羊羹で挨拶した。あるいは大晦日の夜の八時に記主の部下「磯」に小鰯と小麦粉を届けた(十年十月三十一日の条)。そうした際には記主は受け取るばかりで、返礼の贈り物はしない(十年十二月九日の条)。浦賀の飴壺を土産だと言つて届けた(十三年十二月二十八日の条)。時には、記主は何か調べごとを命じて「書付持來、即面会、示談、菓子遣ス、直ニ歸ル」とある(十年五月十五日、十七日の条)。記主は勞つたのである。染筆の願に来た際に記主が「調物頼」む場合があつた(十一年二月十五日の条)。彼が説教の旅行から帰着すると、記主は待ち構えて「尋置」いた場合もあり、さすがに本人は用意がないので「自跡返答」すると言つた(十一年三月二十四日の条)。これらは公職を越えた親密さであり、とうていに家主と借家人の平凡な関係ではない。巡回説教から帰ると土産を届けた(九年十月二十日の条。十一年五月十五日の条。十一年五月二十五日の条。十三年二月二十九日の条。十三年十二月十七日の条)。新田邦光は神道行政よりも「諸国巡行」して説教するのに熱心であり、中山道碓氷峠の「冰豆腐一包」を「磯」を通して届けた(十一年二月二十日の条)。帰着すれば使用人に託して古社の「御守」や

「枯木草五枝付、籠一つ」あるいは上野「河海苔」などの質素な届け物をした(十一年九月四日の条。十一年十月二十一日の条)。時には質素であるものの季節の野菜などを届けてくれた(十一年四月九日の条)。柿を届けた時もある(十一年十一月十四日の条)。大根や翁飴と言ふ場合もある(十一年十二月十日の条)。

彼は來訪する華族たちにまじり新年の賀詞を述べた(十一年一月六日の条。十七年一月三日の条)。仏教家の島地黙雷が年始に來訪した際に同席した場合もある(十一年一月六日の条)。記主の邸内の「表」では家人のために講義もした(十一年二月二十二日の条)。年頭に妻が「田舎ノ真鴨一双、第三ツ、余程之事」を届けたこともある(十六年一月六日の条)。

明治九年、神道修成派が一派特立、公認される。記主は新田邦光が自前の説教所を駒込に立ち上げた際には喜び、祝儀の贈り物を届けた。それは広告の為であつた(十年九月二十四日の条)駒込の説教所の為には神号を染筆して贈り、料紙の余分は返却しようとして、思い返して他日の為に一枚は手元に残した。そして彼は明日から布教の為に出発すると言つた(十一年六月六日の条)。記主は新田邦光と面会して「暫嘶」をする場合もあり、カステラを盆上に整えて接待し、駒込の説教所について聴取した(十四年十一月四日の条)。

宣教使時代からの大教宣布運動の経験がある神道家の田中知邦は、宮内省の藤井希璞を介して揮毫を希望してきた(十一年十一月二十四日の条)。秋の彼岸には神習教の芳村正秉が訪問してきた(十六年九月二十日の条)。こうした神道家たちの來訪とは、記主と新田邦光との二人の交際は別の次元であつた。時には新田邦光の妻女が野菜の「江ノ島辺生蒡、百合十五、第七」(十三年三月十七日の条)とか魚の「小田原辺赤腹三疋」(十三年三月二十日の条)を届け、時には銘菓の「甲州月ノ雲」その他を届けている(十七年四月三日の条)。後者は記主の病氣見舞であつたろう。季節により「風土ノ産」と言う「新米二合半」を届けたこともある(十六年八月二十四日の条)。妻君までもが往来になれていたことになる。他の神官には類例を見いだせない(7)。まことに、この二人の間柄は神道事務局—神道總裁の制度の範疇に属さない関係なのであつた。新田邦光が越後から帰省して「越ノ雪」を届ければ、記主は「直面会、暫嘶、干菓子遣」したのであり、まことに記主との親密な往来であり記主が神道の公職にいることは、さして不可欠な条件でなかつた(十四年七月四日の条)。このように、本書には從来にあつた神道史学の叙述にあらわれない新田邦光を見いだす。本書を神道史学の史料として推奨したい。

本書ばかりではない。『熾仁親王日記』にも新田邦光があらわれる(同上書、八年十二月六日の条。九年一月十七日の条。九年二月二十五日の条。その他省略)。熾仁親王は、新田邦光から古典の講義をうけている。いわく「中講義新田邦光來、古事記講釈申付之事」と(七年四月十五日の条)。後年になつても「神道修成派管長・從五位・新田邦光入來、面謁之事」と(同上書、二十六年六月三日の条)。新田邦

光は本書の記主に限定しないで、有栖川宮家と格別な関係にあつたのが間違いない。

(4) 千家尊福 親密な新田邦光の場合に対照的なのは、千家尊福の場合であつた。藤井貞文『明治国学発生史の研究』(吉川弘文館、昭和五十二年)は、祭神論争における千家尊福の活動が詳述されている。祭神論争で出雲派の指導者であつた千家尊福は、記主に説教を実演したい趣旨を申し入れた。それより以前に岩下方平が朝八時に来訪しているので、記主は神道界の事情について内談したのであろう(十六年六月十二日の条)。周知のように記主は觀慮により神道総裁になり、神道事務局や皇典講究所の最高首脳に就任したので、從来には、あまりなれていない神官たちの來訪や揮毫の依頼が夥しくなつた。それで時には岩下方平を招いて「示談」したのであつた(十五年八月十六日の条)。当日には千家尊福ばかりか、同志の本居豊穎、鈴木鉄太郎、松尾郡平の三名が説教した。このほかにも千家尊福の側にたつ聴聞としての外来客があつた。記主は、これを「表」で扱い宮内省の官吏の藤井希璞その他の宮家の職員も同席した。説教が終わると酒肴、菓子を一同に用意した。あいにくと当日は氏神である日枝神社の祭礼で神輿が記主の邸内にも「臨幸」する予定であり、記主は神輿への拝礼を優先させて説教は三度ばかり中断させたのであつた(8)。記主は東京に移住して次第に日枝神社、琴平神社、深川八幡宮、神田神社などの江戸に在來の神社に丁重になり、神官の千勝興文や富岡氏などにも親しくなつた。それは祭神論争とは関係しない。千家尊福は翌日に礼に来邸したので、これに記主は「申置」した。別の用例から帰納して、この語法は、あまり好感をもてなかつた蓋然性を看取できる(十六年六月十四日、十七日、十八日の条)。

### 3 能楽

観世流であつた(『行実』三三三頁)。東京に移住した当初の明治四年四月に、はやくも能役者との社交がはじまつている。記主の造詣はすぐれて、客を招き自ら鼓を奏した。これは神田・小川町にあつた旧幕府の旗本、近藤利三郎邸を接收した屋敷で、庭池に舟を浮かべた遊興であつた(四年四月十五日の条)。生込、井伊直憲邸には饗宴があり仕舞があつた(五年四月二十七日の条)。穗宮・利子女王の誕生日には内祝の夕食の席で謡や三絃があつた(五年五月二十一日の条)。

明治十一年、英照皇太后の青山御所に本式な番能が復興した(9)。番能、招宴には、悦んで「衣躰羽織、指袴」の出立ちであつた(十一月十六日の条)。番組が書き立ててある(十一年二月二十四日の条)。心得がある旧大名たちは自ら演じて復興に率先した(十五年十一月三日の条)。能樂師が新年の賀詞をのべている(十四年一月六日の条)。浅野邸の演能に出掛けた際には、記事が詳しい(十一年四月二十

八日の条）。親類である前田家の根岸別邸の能楽にもでかけている。これもかなり記事がくわしい（十二年六月十三日の条）。根岸にあつた前田家の七十歳の賀宴には能楽があり、祝儀の仕舞を旧大名の藤堂高潔が笛段、池田照知が春日竜神を舞つてみせた。音楽は九条道孝が「囃子絃上」を担当した（十三年九月十九日の条）。

こうした華族たちの能楽には酒と食事がついた宴会もどきの社交的特質があつた。本書には明治十四年（一八八一）、芝能楽堂（後に靖国神社能楽堂）の建設に關した記事は見当たらない。したがい団体が興起する過程の史料としては馴染まない。それでも、本書には明治前期の華族と能楽の関係を証明する史料として価値がある。

#### 4 時刻と時計

記主の時計好は『行実』が強調するのであり（一四五、三二五頁）、文明開化の一例になる。東京に到着してすぐに「時鳴鐘」をもとめている。根付と鎖、それに袋が出来上がつたと言うのであるから懐中時計であつた（四年七月四日の条）。明治五年に太陽暦が採用になつた（五年十一月十一日の条）。東京に移住して間もない明治四年四月十一日の条には、書き始めが「巳半刻、兼而申合」とあり、文中には「二字過迄」とある。本書では、この日が旧式な時刻と新式な時刻の書き様の境界になつた。まもなく「時計」の記事があらわれる（四年五月十五日の条）。記主は、しばらくは時刻を「字」と表記した。それでも書き始めには「巳刻出宅」とあり文中に「十一時」とする書法が残つた（四年五月二十七日の条）。

再度の東海道を京都から東京に向かつた旅行記には「卯半刻出門」と書き出していた（五年三月十八日の条）。本文には「六字申半」とある。東京に到着した「卯半刻、六郷渡シ舟辰、辰刻大森梅林小休、庭ヨシ」とある（五年四月四日の条）。東京の生活がはじまつてみれば「十二字食事」とあるので（五年四月十四日の条）、西洋式の時計と思われる。そして太陽暦が採用になる（五年十一月十一日の条）。時刻は「一時、二時ト唱へ」るので、さつそくに「智福院十二時後小梅ヘ歸」と記述した（五年十一月十三日の条）。明治六年二月には「時」と一定できるようになる。節分の当日に「時計師ヘ三挺直遣」とあるのは、旧來の不定時式の時計を改造するようにした意味になる（六年二月三日の条）。

記主は東京の生活で時計を重用した。時計を測定する実用ばかりか、觀賞用の家具としても愛玩した。コレクションがあつた。修理のためには時計職人の「善」が出入りした（六年十一月十六日の条）。九年五月十六日の条）。複数あつて「時計屋三挺直シ出来」とある（六年

二月十八日の条）。本書には思いついたように精密で「五時二分過」（九年四月二十一日の条）、「七時十秒」（九年四月十一日の条）、「六時二秒」（九年四月十四日の条）、「九時三十秒」（九年五月七日の条）、「七時四十八分」（九年七月十九日の条）、「六時二分前」（九年十月十五日の条）、「午後一時二十分五秒」（十年一月五日の条）、「三時一分」（十一年十一月二十三日の条）などというように時刻が細かく記述してあり、笑いを禁じ得ない場合がある。

とりわけ「管弦時計」は名器とでも言える精巧な器械であつて、『行実』には写真が掲載してあり記主の趣味として、よく理解されたいた。本書を一瞥した程度であつても、記主が時計を慎重にあつかったのが散見している（十年十二月十二日の条。十三日の条。十四日の条）。親類の水戸家・徳川篤敬が来邸した際には「自鳴一覧」している（九年八月十一日の条）。本邸に行幸があつた際には、天覧に供する便宜で本邸に持ち込んだ（十年十一月六日の条）娘婿の関係にあつた伏見宮家からは「根付時計」の修理が持ち込まれ、さらに「置時計ガラス蓋付箱」も持ち込まれた（十三年一月三十日の条、二月一日の条）。まことに、本書は時計文化史の史料として有効と思う。

#### 註

- (1) 『孝明天皇紀』安政六年三月二十九日の条。刊本、第三冊、二三四一五頁。『明治天皇紀』安政六年五月四日の条。刊本、第一冊、一七三頁。歌道師範は慶応三年五月二十八日であつた。刊本、第一冊、四九七頁。
- (2) 『明治天皇紀』慶応三年六月二十七日の条。刊本、第一冊、五〇三冊。
- (3) 『明治天皇紀』明治十七年七月二十六日の条。刊本、第六冊、二六九頁。手塚豊「明治法制史上に於ける水本成美」（尾佐竹猛編『明治文化の新研究』〔昭和十九年〕）。
- (4) 兼清正徳『桂園派最後の歌人・松浦辰男の生涯』（作品社、平成六年）。
- (5) 井上順孝「教派神道の成立」（弘文堂、平成三年）。井上順孝「神道大教にみられる「神道」の教団化過程」（『神道宗教』第一九九・二〇〇合併号、平成十年）。
- (6) 記主には毎月の二十五日が家庭の神事であつて、時には外出して「夜窃愛宕山参拝願」い「土産二福寿草」をもとめて帰宅した。明治十二年十二月二十五日の条。
- (7) 記主は神官ならば無条件であつたわけではない。上野・五条神社の為に揮毫し、印章を押した際には受領の来邸が昼食時分であつ

たので「當節柄之義」と氣分を害した(九年八月十二日の条)。

(8) 『一品宮御隱邸雜記』明治十六年六月十七日の条。刊本、第四冊、三六八、三七〇—三七一頁。「午後三時、日枝神社神輿渡御、御玄闕式石内ニテ神酒、洗米等被備之、御持、小直衣着御、畢テ環御、付記、本日新製神輿ナリ」とあるのは、本書にない情報である。

(9) 『明治天皇紀』明治十一年十月十六日の条。刊本、第四冊、五三九頁。大隈和雄「久米邦武と能楽研究」(大久保利謙編『久米邦武の研究・別巻』[吉川弘文館、平成三年])。

## 第五節 大礼服を固辞

### 1 大礼服

明治四年－五年の交は日本服装文化史の転機であった。明治四年八月九日、参朝に際して、羽織、袴の服装が許可になった。ついで太政大臣・三条実美は、旧来の衣冠束帯の「礼服着用之儀者不及其儀」について伝宣した。明治四年十月八日、旧藩知事や堂上公家に対して「開化進歩ヲ察」するよう命ぜられた。こうした一連の服装改革に接して王政復古、倒幕の功労者である嵯峨実愛は、新儀が導入される状況に不安であった(1)。

そして、ついに明治五年十一月十二日、大礼服の制定があった(2)。すなわち「從前ノ衣冠ハ祭服ト為シ、直垂、狩衣、上下等ハ總テ廃止」と規定された。旧来の服装が神道の服装になり、参朝の服装からも除外されたわけであった(3)。

本書には服装の記事が時々にあらわれる。すでに『行実』は、記主の和装を説明している(二三三九頁)。本稿は、そうした教示にみちびかれて記主の場合における大礼服と宮中行事の関係を勉強してみたい。明治五年九月、鉄道開業式には「小直衣、帶剣」の服装で供奉する予定であつたが、式部・坊城俊政が事前に汽車の車室は「狹少故、供奉者御断之方宜哉之旨」と示唆したので、「薄髪、落帽恐入候間」と理由をつくろい不参にした(五年九月八日の条)。その明治五年九月十二日は、天皇が古式ゆかしい装束で公式行事にあらわれた最後の機会であった。後日になるものの、汽車に乗るのは実現した。晩に起床して新橋駅を午前八時に発車した。家族、従者一同が揃つた横浜見物の行楽であった。汽車に閑した特段な記事はない。むしろ、新式な伊勢山皇大神宮について「大神宮参」とあるのが、いかにも記主らしい書法か(明治五年十一月八日の条)。

『明治天皇紀』明治六年二月二十日の条には「皇族の大礼服を制定し、之れを制定す」と(刊本、第二冊、二六頁)。『太政官日誌』同日の条が基礎である。記主は、すでに大礼服の制定に警戒的であり(五年十一月二十三日の条)、翌日には小直衣で参朝した(五年十一月二十四日の条)。そして元始祭には大礼服で参朝するように通知された(五年十一月二十九日の条)。しかし、記主は翌年の宮中の新年宴会には「小直衣」で出仕した(六年一月五日の条)。「委曲別記」とあるので、服装、席次、賜宴の内訳については明治の新儀であり注意して記録したのか。この後も、本書には大礼服の指定が逐一に引用してある。

## 2 特段の観慮

本書は隠邸の生活ないし社交日記であつて、官庁からの通達や法令の類が逐一に登載しているのではない。西南戦争の最中には官庁からの通知が収載してあるものの、それは出征している榎仁親王の行程に關係があつた。世間の出来事についても記事がない。そのなかで、記主が几帳面に註記したのは、大礼服の着用を指定した公式行事の通知である。そして記主は大礼服を着用しなかつた。記主は服装にきめ細かく配慮したのであり、穂宮が嫁入りした直後には、娘家の伏見宮家を訪問した際には「羽織」だと明記している(九年十月十五日の条)。服装を選択した結果であろう。

上京した一年あまりの時期には元日に直衣で参朝し、ついで三日の元始祭には衣冠、元結の服装および結髪で挙式した(六年一月一日の条、三日の条)。結髪には注意していく女性が参内する際には、前日から慣れた侍女が本邸と隠邸を往復して調髪した。明治六年、正月には参内する女性のドレス・コードがあつた。その対応であつたろう(4)。明治四年七月には隠居願いが勅許になる。その前後の記事は和装であるのが明白である。「御暇之為、参朝、衣冠」とある(四年八月七日の条)。家庭でも外出でも記主は和装であつた。明治五年に上京すると、初夏であるので紗羽織を調整させた(五年五月三日の条)。しかも、時・所・位にふさわしいように気配りがあつた。京都の北野天満宮に参詣した際には、退出して小学校で着替えた(七年三月十八日の条)。後述するように墓参の際にも着替えたし、帰宅すれば禊ぎした。記主には旧式な朝服と結髪に愛着があつた。

明治六年の天長節には「大礼服次第二付、皇統一同、不参之事」と言う有様になつた(六年十一月三日の条)。記主は明治四、五年の二月を東京で経験していない。したがつて明治六年が終始を東京で過ごした第一年になつた。明治六年の孝明天皇祭は、東京で経験する先帝神事の第一回になる。そこで記主は別記を準備して、参朝し賢所に参拝した(六年一月二十一日、二十三日の条)。これは大礼服が指定されていなかつた。しかし、その直後の「神武帝、即位日、遙拝」には参内しなかつた。他人ごとのように「宴会モ給ル由也」と白々しい(六年一月二十九日の条)。ついで神武天皇祭には直衣があつた(六年四月七日の条)。大礼服を嫌い、後年でも神武天皇祭を「俄に不参」などと言つている(十二年四月三日の条)。記事が簡略で不詳ながら、大体において注意を怠らない筈の後桃園天皇例祭にも言及していない(六年十二月六日の条)。

それゆえにこそ、明治六年二月二十日、皇族に大礼服の着用が規定されていたのには神経をつかい、宮中神事に大礼服を着用するのが「難渋」だと言い(七年一月二十九日の条)、ついには「持病難渋」を理由にして旧来の公家装束で参朝する勅許を得た(後述)。記主は、さ

すがに宮中で「御礼」を言上した(七年二月八日の条、十一日の条)。

大礼服の着用を指定した宮中行事を毎時に記事にしていたのは、洋装に馴染めない故であつた。神武天皇祭には、はじめは「直衣躰」で拝礼したものの(六年四月七日の条)、やがて欠席が続く。明治六年には皇族軍人制度になり、記主は困惑した(六年十二月八日の条)。明治七年正月三日には父子同車して参内し、元始祭に参列し賢所に立札した(七年一月三日の条)。記主の服装は判然しない。この頃には大礼服をめぐり宮内省との折衝が続き、孝明天皇祭を欠席してしまう(七年一月三十日の条)。前述したように紀元節には小直衣の着用が「聞届ニ相成」り(七年二月八日の条)、賢所に参拝した。さすがに記主は侍従・太田左門の取り次ぎにより「内願衣躰之御礼申上」げた。これは臨時の叡慮であつたらしく、明治九年には元日の宮中行事にも「朝参不参」とあり、二月十一日の紀元節(5)、九月十七日の神嘗祭、十一月三日の天長節にも欠席した。紀元節には熾仁親王から「不參之人体」について教示を受けた。注意をはらつてゐるのであろう。元来には記主が丁重にしている歴代天皇の式年祭についても、孝明天皇・仁孝天皇・神武天皇・六条天皇・後桃園天皇には「所勞」とか何とか理由を言いたて不参して(九年一月三十日、二月十一日、四月三日、八月三十日、十一月十三日、十二月四日、十二月六日、の各条)、その理由は大礼服着用が規定されていたのにあつた。そして格別な関係にあつた光格天皇例祭には「袍」姿で拝礼した(九年十二月十二日の条)。翌年の孝明天皇式年祭に拝礼してるのは、記事を精査すれば事前に指定された時刻が違い、記主は独自に遅刻して單独で拝礼したと判明する(十年一月三十日の条)。明記していないが和装であつたろう。記主が時刻や式日をかえるのは別の事例があり、和装に理由があり、孝明天皇式年祭についても、それらから類推できる。大礼服が指定された内国産業博覧会にも、前日に「不参」だと届けた(十年八月二十日の条)。

この間には、宮内卿・徳大寺実則が「内談」を申し上げ叡慮により羽織、袴を着用とした和装での拝謁が許可せられた(九年十月九日の条)。さらに当主の有栖川宮熾仁親王は奏請して、記主には儀式には小直衣、通常には羽織、袴を着用して参内するのが許可される(十一月十五日、十六日の条)。明治七年正月以来の懸案でありようやく明治十一年になり決着したのであつた。そして記主は神道教導職総裁―御親祭御用係に就任するので、大礼服を超越して和装で宮中神事に奉仕することになる。御親祭御用掛とは、実態は御代拝であつた。

### 3 親王父子の比較

宮中行事の親王父子を比較しよう。ある年の元始祭である。現役の熾仁親王は午前八時二十五分に参朝し、ついで元始祭に参列し（当然に大礼服であつたろう）、十時二十五分には退朝した。それから邸内の鎮守社に年始の参拝をした。午後一時には自邸を発車して年始のために諸家を廻勤し、午後四時五十分に帰宅した（『熾仁親王日記』十三年一月三日の条）。それに対して隠居の蟻仁親王は、雨天により御親拝がとりやめになり、予示されていたように御代拝が命じられ、午前九時に出宅した。服装は格式が高い衣袍（東帯）で参朝し式部寮の職員の案内で賢所に進み、三前の拝礼をすませ、休所で宮内卿・徳大寺実則に年始を述べ、ついで御座間に案内されて拝謁を賜った。侍従溜に移り侍従らに面会し、ついで皇后宮のご都合を伺い、女房口にて年始を申し上げて退出した。それから青山御所に参り、浜萩典侍に面会し年頭の祝辞を言上して退出した。帰宅してからは来客を接待し、本邸の新年宴会には侍女らが午後二時二分頃（記主は時計が好きなので、子細に時間を記録した）から出掛け、夜七時過に帰ってきた。それより前の午後六時頃には本邸から記主に料理が届けられた（『蟻仁親王日記』十三年一月三日の条）。これを要するに、現役の親王は洋装で新年の公私にわたる行事をこなすのに繁忙であり、隠居の親王は和装で宮中神事をつとめ、宮中への賀詞をすませると家庭で清雅な一日をすごした。

### 4弔意、宮中神事、宮中宴会

皇族の葬儀には大礼服が指定されたので、記主は一人で別の日に和装で弔意をあらわした。豊島岡の皇子墓所に拝礼した際の記事には「榊一枝、小札名書、小直衣着替」とあり、略式の公家礼服に着替えて拝礼したのであつた（七年二月十八日の条）。薰子内親王の一年祭には式部の石山基正が介添で宮中の御靈殿に参拝し（<sup>7</sup>）、それから豊島岡墓所にも参拝した（十年六月八日の条）。薰子内親王の三年祭には略式の「小直衣躰」で「立拝」であつた（十二年六月八日の条）。別の機会には皇子や皇女の葬儀にも不参して（九年十一月十三日の条。十一年八月一日の条）、後日に墓所を和装で参拝して弔意をあらわした（九年七月六日の条）。

独自に皇子の墓所を参拝した際には「山内宮内省詰所而休息、衣躰改帰ル」と言うのであるから、和装の喪服にあらため帰途は通常の和装に着替えたと判明する（十一年九月十日の条）。この日、記主は午前中を展墓にすごした。「ア」竹御殿に立拝した。「イ」上野、増上寺御位牌殿に静観院宮、皇女和宮一周忌の焼香をすませ、ついで廟所に参拝した。「ウ」豊島岡、敬仁親王の廟所に拝礼し榊をそなえた（十一年九月十日の条）。記主は敬仁親王の葬儀の一連の儀式について「野生ニハ不參」の立場をとり（十一年九月十四日の条）、右に指摘した

ように独自に弔意をあらわしたのであつた。

記主が参朝した際の記事にあらわれる人名（事例、三宅行正、その他）には、記主なりの旧来の用語が冠称されているので、やや判断しないものの、職員録を点検してみれば、侍従または式部の制度上の所管に属した職員に判定できる場合が普通である。記主の書法は制度にかない、適切である。

記主は光格天皇の猶子であるから、宮中の神事は言わば別格な親族であつた。記主が御代拝を奉仕した場合でも自拝したのであり（十二年十二月十一日、十二日、十四年十二月十二日の条）、伝統的な装束であつた（九年、十年十二月十二日の条）。雑掌の案内により小筵上で拝しようとした際には（座礼力）、これを式部頭・坊城俊政が「噂」して「母屋」で拝礼した（九年十二月十二日の条）。つまり式部寮、賢所の下級職員は記主を庭上で拝礼させようとしたので、坊城式部大夫があわてて、部下に命じて記主を拝殿に進ませたのであつた。「噂」とは、本書では今日に言うような意味で使用していない。時として記主は大礼服と指定されても、衣袍で参朝し両陛下に伺候してより賢所に参拝した（十年十二月十二日の条）。ある場合の光格天皇例祭には、朝の八時を承知していく十時に参朝して、式部寮の官吏から終わつたと告げられても、別儀により一人で参拝を希望して付き添いの役人を用意させて、それより女官たちと社交した（十一年十二月十二日の条）。

新嘗祭については別記を作成した（十二年十一月二十三日の条）。紀元節に参拝して、外国公使にも賜餐がある予定を告げられると、「野生ハ参拝ニ出」たのであると答え宴会に出ないで、御料理のみを馬車に「入置」き、皇太后宮に廻り社交して帰つた（十五年二月十一日の条）。

記主は明治十五年三月十四日付、御親祭御用掛に発令された。その要件は第一に元始祭・孝明天皇祭・紀元節などには「祭服着用」にて天皇に扈從し、第二に、その他の御親祭に際しては「臨期御代拝」が予示される。すでに記主の和装および御代拝は常例化していく、この発令は実態に追認を与えたのであつた。これより以前の元始祭には雨天を理由にして記主が御代拝を命じられている。当然に「衣袍而参朝」となる（十三年一月三日の条）。同じように秋季皇靈祭の御代拝を勤めた際には、「衣袍駄而出仕」した（十一年九月二十三日の条）。しかも「其後、自拝モ相済退ク」というのであるから、まことに謙虚な拝礼であつた。格別な親子関係にある光格天皇祭には、わざと遅刻して参朝した。あらためて式部寮の官吏たちが記主一人の参拝を準備し「如例参拝」した。そして宮内省の担当官に「御礼」を言った（十一年十二月十二日の条）。この光格天皇祭には、結局に記主が「御代拝」を予示されるようになる（十二年十二月十二日の条）。宮中の

神殿が新築し遷座した祭事には略式に「小直衣躰」で拝礼した。そして「殊之外美麗也」と上機嫌であった(十二年六月二十四日の条)。後園天皇式年祭には、天皇が「異例」であるので「御代拝」が予示されていた(十二年十二月六日の条)。続いて御神樂の御拝も御風気により当日になり御代拝と連絡された(十二年十二月十六日の条)。神武天皇祭には、雨天が理由になり御代拝を命じられた場合もあった(十四年四月三日の条)。仁孝天皇祭には「装束」で御代拝の場合があり、「衣冠体」で出席した(十四年二月二十一日の条)。十五年二月二十一条)。しかし宮内省からの通知自体には依然として大礼服着用が指定されていた(十五年三月二十八日の条)。そして次第に記主は「痰瘡」により欠席するようになる(十五年四月三日の条)。春季皇靈祭に雨雪であれば御代拝が予示されていた。しかし、記主は二三日前から不調であつたので不参を返事した(十六年三月二十一日の条)。

他人の服装は記事にしないのが通例であるのに、稀には特記している。使用人の子女について「生徒姿」を見せにきたと言つている(十五年四月二十日、二十一日の条)。つまり新学期で女学生の服装であり、記主が祝意をあらわしたのである。あまり機嫌がよろしくない場合もある。鍋島直大夫人が本邸に「一寸、西洋服」を見せにきたと略記し、それは「オトリ用」だと註記した。つまり富裕で知られる大名夫人(鍋島直大は在外勤務の外交官であり、宮中の式部職長官になつた)が西洋式夜会の正装を本邸に見せに來訪したのであった(十六年十二月二十二日の条)。別の一例。神官の折田年秀が來訪した際には、彼が洋服だったので「表」にて応接した(十四年十月十二日の条)。これらの書法の真意はなにか。到來した鹿鳴館時代の服装に対して、ある種の感想が生じていたのであつたろう。

## 註

- (1) 『明治天皇紀』。刊本、第二冊、五五二、五五九頁。『嵯峨実愛日記』明治四年八月十二日、十月十日の条。
- (2) 『太政官日誌』明治五年十一月十二日の条。刊本、第六卷、二二六頁。ただし、調整までの猶予が認めてあつて、是迄ノ通、直垂、上下、相用不苦候事」とあつた。
- (3) 『東久世通禧日記』明治九年一月十九日の条には、在京の神官教導職が參内し朝拝の儀式について記事を認める。この記主は外國事務總督として列強の外交官と交際した経験があり、神官の服装に批判的であった。いわく「神官各祭服古体ノ衣冠也、主上大礼服掛賞牌御対面、新古混雜、神官ト雖新製ノ服飾ニ可改者也」と。刊本、二二五頁。これより先の明治六年十月二十九日、政府は大礼服に関して「神官ノ儀ハ調整ニ不及、大礼服着用ノ節ハ祭服ヲ相用可申」と規定した。『太政官日誌』明治六年十月二

十九日の条。刊本、第六巻、五〇七頁。東久世通禧は、それを前提にして批判したわけであった。

(4) 『明治天皇紀』明治六年一月十三日の条。刊本、第三冊、一一頁。

(5) 『東久世通禧日記』明治九年二月十一日の条によれば、天皇は「御束帶出御」であつた。そして「華族輩從一時至三時参拝」であつた。

(6) 薫子内親王の薨去については『明治天皇紀』明治九年六月八日の条を参照。刊本、第三冊、六二二頁。

### おわりに—要約と提言—

『有栖川宮穻仁親王日記』(本書と言ふ)に集中し、宮内庁書陵部が所蔵する原本を考察し、刊本を基礎にして、書誌的概要を述べ、内在する文化史的特質をめぐり、三つの小主題に限定して、検証してきた。観点は文化史学、史籍解題にある。ここでは、それらを総和し、要約し、さらに若干を補正して略述する。そして、文化史学のために、若干を提言したい。

一 (原本、制度、時期区分) ① 本書は戦前、昭和十二年(一九三七)に刊行された。戦後には『続・日本史籍協会叢書』に所収された(東京大学出版会、昭和五十一年「一九七六」)。これを刊本と言う。宮内庁書陵部には、この原本、和装本、六冊がある。

② 本書は制度により三区分できる。「ア」自筆の『日記』(本書と言ふ)。付隨して、行事についての『別記』があつた。「イ」職員による『隠邸日記』。「ウ」職員による神道總裁の職務に関する『隠邸雜記』。

③ 原本の六冊は、そのままに時期区分できる。

第四冊は、最初から明治十五年一月三日から開始してある。記主は神道總裁の職務に従い、日記を新調した。

二 (日記の機能) ① 明治四年記には雅びな和歌日記の一面があつた。明治四年、東京に移住した当初には旅行や遊覧の感想があつた。外出の記事には、どことなく遊覧の趣向があり、浜御殿に遊んだ際の記事には船行の経過がある(四年四月二十二日の条)。稀ではあるものの時勢への感想もある(四年五月一日の条)。深川—亀井戸—洲崎に遊覧した交通手段が船であったのは、あらためて江戸—東京が水上交通に発達した都會であつたのを知らされる(四年四月十六日の条)。そしてホテルに出掛けて異人を見た(四年四月十八日の条)。この時期には、東京の景観を示唆する史料としての意義を認めたい。

記主は敬虔な人柄であり、彰義隊戦争により焼け落ちた上野・寛永寺を参詣した際には「焼跡沢山」と略記している、今日の読者としては息をのむ感を禁じ得ない。記主は徳川將軍と親類であり、服装を改めて徳川家斉將軍の御靈屋に拝礼したのであつた。(九年四月二十四日の条)。

東京に移住して、しばらくは宮中の新儀についても違和感があり、三月三日の雛祭が宮中の節句から廃止されたのを不快に評した(六年三月三日の条)。正月の万歳の記事もある(九年一月十一日の条)。これらには文化史学の立場から刮目したい。

② しかし次第に時勢には身を引いた貴族的とでも言える冷やかな筆法になる。元老院議官・海江田信義が意見書を進めると、受理を拒んだ。刊本、第四冊、一三五頁。記主は新聞を読んでいて、世間についても注意していた(十二年四月五日の条)。火事には注意していて、午後五時ころに琴平神社の近所から出火した際には「近辺驚候得共」と言う事態になり、近火見舞や職人たちが次々に到着した。そればかりではなく、明け方の四時過に半鐘がなり、二階から丑寅の方角に「遠方火烈見」る有様であつた。それは小伝馬町三丁目であつた(十二年四月二十四日の条)。

記事は明治九年から冷静な書き立てに徹し字数が増加した書法になる。以後も分量は漸増する。本書の本質は社交および贈答の備忘記録にある。宮中神事の通知は、正確に文書を写している。往来した人物。贈答品が記載してある。実際に面会した場合と面会しないで応対した場合の区別も記載してある。家族や使用人が外出し買物してきた内容も、丹念に記載してある。記主には揮毫の依頼が増え、その応対の記事も正確に認められる。西洋式の時計を使用した時刻の記事は、今日の感覚と違つた好奇心が窺える。

③ 記主は特定の用事には、別記を作成していて、それも実用を目的としていた。したがつて本書は記主の社会生活で機能していたのに違いない。それ故に、記主が属した社会や文化を証明する史料としての特質を認めたい。別記は今後の研究課題になる。

④ 同じ時期を記述する父の日記が揃つている。それには、政治史ばかりか文化史の史料としても特質を強調したい。本書と同じ時期を内容にした『有栖川宮熾仁親王日記』と対比して検証すれば、現職の皇族と引退した皇族の生活が認識できる。二人は近距離に生活して家族、官吏、使用人たちに従来があり、共通した要素を有している。本書の記主は自信をもつて独自の生活を維持し、独自の社交範囲がある。

ある種の恩典をめぐる観点からは、本書には政治・文化史学の立場からの史料的意義を認めたい。記主は生活の費用について鈍感であつたわけではない。大官たちには、給与表に記載されていない一時金の下賜や歳末の下賜があつた。記主にも一時金が下賜され、本邸からの費用が伝達された記事は散見している。記主は、その点について正直であつた。

三 (宮中神事と服装) ① 明治政府は大・小礼服を制定した。旧幕府の服制を克服し、文明を指向したのであつた。本書には、宮中の神事と服装に関する通知が収載してある。記主は単純と言えない感情で、これを記載したのであろう。

② 『行実』は記主が和装、髷を続けたのを略記している(一三九、二四八頁)。藤井貞文の「解説」も、それを踏襲したのであつた。刊本、第四冊、十一頁。

③ 『一品宮御隱邸日記』によれば、京都の旧邸には八神殿があつた。東京の本邸には庭に鎮守神があり、記主は家庭の神事を斎行していた。『隱邸日記』には、神饌の目録が記載してある。

④ 本書には宮中神事、とりわけ歴代皇靈祭祀に關した通知が収載してある。記主は光格天皇の猶子であり、格別な関心があり丁重、眞面目に参拝した。そればかりではない、御代拝の記事が多い。本書においては宮中神事は、格別な意味があつた。

⑤ 本文に執拗に述べたように、記主は公家裝束により参内し、宮中神事に参拝した。『行実』が強調するので、記主の和装と結髪は特段な觀慮であつた印象が普及している。本書を熟読すると、一举に解決したとは認められない。〔ア〕宮中行事への参内、拝謁の際の服装、「イ」宮中神事の服装には大礼服ないしは洋装が指定されていて、記主に對しては、この二件をめぐり明治六年から十一年までを要して、それぞれに別に和装が許可になつた。こうした和装への愛着と觀慮の関係は神道が結節点になつてゐる。明治十二年の春季皇靈祭に際しては宮内省の藤井希璞が記主を訪問して、御代拝の觀慮を伝達し、記主にあてた徳大寺実則宮内卿の書面を届けた。服装については衣冠、直衣、直垂などのドレス・コードが記載されている(十二年三月二十日の条)。官のほうでは慎重を期した手順であつた。なお、記主における宮中神事ないしは神道への関心は、さらに後段の「八」に指摘したい。

⑥ 華族出身の高級な女官たちとは親密であり、贈答や和歌の交換があつた。賢所に勤務する士族出身の内掌典たちとも贈答があり、筆道を指導した。記主の邸内にいる使用人を訪問してくれば、記主も対面した(九年十二月十二日の条)。稀には、士族出身の権女嬪が本邸に一泊するような親密な場合もあつた(十四年九月十六日—十七日の条)。

四 (社交と贈答の習俗) ① 記主には宮廷、親族、使用人との社交があり、限られた範囲の社会生活があつた。親類の範囲については、『一品宮御隱邸雜記』、刊本、第四冊、一三頁に規定があつた。とりわけ皇太后、皇后への参朝は丁寧、和やかであつた。皇后と「暫時御話」とある(九年三月十八日の条)。「不斗御庭而后宮御出逢、立ナカラ」と言う場面もあつた(九年六月九日の条)。両皇后よりの特別な招待もあつた(十三年二月二十二日の条)。旧時代の家司であり歌人であつた松浦辰男が頻繁にあらわれ(初出、四年八月十一日の条)、有栖川宮家に忠直をつくした。本書にあらわれる彼の記事は、歌学史ばかりか『孝明天皇紀』の編纂をめぐる史学史的考察に有力な示唆を与える。使用人が物語に外出する記事は、明治初年の東京社会風俗史に有益と思う。

② 記主は、贈答の際に重返を細やかに判断している。その多様な事例は、生活の習俗、文化史を指向する際の有力な情報になる。

③ 記主は贈答品に気配りをして、言うなれば執事のように記録していた。職員が記述している『隱邸日記』と無関係ではない。おそ

らくは、社交に失敗しないように油断がなかつた。とりわけ昭憲皇后・英照皇太后への参朝や贈答品の往来は緻密であつた。親類や宮中関係者ばかりか、部下の父、三十三回忌の法事にも気配りをみせ、供物を届けた(十六年六月三十日の条)。

五 (食物・花卉の文化史料) ① 食物・花卉の贈答品が頻繁に現われる。管見に属した食物史、食事文化史の叙述は、明治初年を文明開化の文脈において、西洋式の食物が土着していく過程として説明するのに力点が施された。それは文化の一面であつて、本書にみるようになされた条件の貴人であつても、素朴に旧来の食物や食材を消費し、社交の贈り物にする旧来の生活が、なおも持続していた。

② 家庭で栽培された季節の花卉が贈答されていた。ある時には、本邸へ牡丹の観賞いでかけて栄君が案内してくれた(十二年五月二日)。家庭で調理されたらしい鮒甘露煮や湯豆腐丸揚が重箱で到来したりしている(十六年一月二十四日の条)。親類の旧大名家からは「手製蒸菓子」が到来している(十六年六月二十一日の条)。今日では商品化した完成品である鑑賞花卉および食品が、贈答されている。それに対比すれば、本書には家庭で育成した花卉や調理した食品が贈答されている。これにより本書には、生活文化史学に追加できる史料的特質がある。

③ 本書には、茶花の記事が見当たらない。人が知るように、茶道家は季節の茶花に纖細な感性を傾注している。本書に、その種の記事が払底している理由をめぐり、記主が、その方面に鈍感であつたと解釈するのは至難と思う。

六 (菓子の文化史料) ① 本書には菓子の銘柄、形状、容器などが略記してある。東京の菓子屋が記事になつた。その時期と銘柄を組み合わせて検証するならば、明治初年の東京に実在した菓子および、その使途が実証できる。菓子文化史の研究者が本書を活用すれば、従来の説明に多くを追加できるのに違ひない。

② 従来にあつた菓子文化史の叙述は、生産者が担当してきた。そのため一面では、原料や意匠の説明がすぐれた。一面では、消費者をめぐる実証的説明ではなかつた。本書は消費者の側からの記録である。そこに本書の史料的価値がある。

七 (学芸、人物の文化史料) ① 本書の本質は社交の備忘にある。それ故に学芸や人物については解説しない。それでも注意深く読むならば文化史の情報になる。

② 国学者の近藤芳樹や法官の水本成美について記述してある。それは従来の理解に人間的な厚みを加える。水本成美は、おそらくは元老院議長である熾仁親王のラインで記主と親密になつた。

③ 『孝明天皇紀』の撰者になる松浦辰男は有栖川宮家の旧臣である。本書には彼が日常的にあらわれる。彼の伝記は国文学の立場か

ら叙述されている。本書には、それに加えて家族あげて宮家の為につくしている有様があらわれる。彼は歌人であり、園芸の趣味に多彩であつた。これらは、彼が『孝明天皇紀』の撰者に起用される根拠を示唆している。

(4) 本稿では学芸にすぐれる限られる人物に集中した。別の視点から観察すれば、従来に注目されなかつた情報も多いと思う。文化史学からの特質を指摘できれば、本稿の目的は達成せられたのである。

(5) 本書には記主が茶の湯に堪能であった有様がうかがわれる。すでに『行実』が強調する個性である。そればかりではない。本書には裏千家の家元があらわれる。宮中医師・高階経徳とは格別に懇意であつた。限られた範囲の旧公家の茶事には正客として招かれ、庭焼を用意して出掛けている。二階式の数寄屋を新築している。その作事を担当した宮中技師の樋口正俊は、家族をあげて記主に伺候するようになる。後年に和敬会と呼ばれる茶の湯の同好会の会員が、前期的に本書にあられる。したがつて本書は、幕末期に茶の湯の修養を開始した世代が新時代に際会した有様を示している。史料的にすぐれるとと思う。

(6) 本書には能楽の記事が散見する。従来には注目されなかつたと思う。英照皇太后の青山御所における能楽の記事は正確であり、紅葉館の番能にも行啓された記事があり(十五年十月十六日の条)、立派に史料的価値がある。

八 (神道史の史料) ① 記主は宮中の神事の細心の注意をはらつた。どちらかと言えば世俗に通じた『東久世通禧日記』に対比すれば、世俗に距離をおく本書の個性が理解できる。明治四年に記主は一旦、京都に帰る際には内侍所の女性職員たちに挨拶している(四年八月二日、四日、八日の条)。あたかも内侍所が賢所に移行する過渡期であつた。その間には、靈元天皇祭に拝礼している(四年八月六日の条)。敬虔なのである。そして、本書に制度史が反映しているのを、あらためて認めたい。

本書における神事関係の記事を読解するために、早い時期の一例を確認しておきたい。明治六年の孝明天皇祭についての記事は、制度をふまえて解釈しなければならない。記主は最初から別記を準備する意向であつた。当日は事前に通知されたより早めに参朝し、宮内省の栗津職綱が式部に取り次いで、式部の小神部(明治九年には中神部に昇級。神部は後年に掌典に改制)である三宅行正が神前に先導した。賢所では女性職員・滝野が奉仕した(六年一月二十三日の条)。彼女は記主が明治五年四月に、ふたたび京都より東京に到着した際に菓子や季節の魚を届け祝福してくれた(五年四月十一日の条)。しかも筆道の門人でもあつた。(五年四月十七日の条)。記主は賢所の内掌典との交際に気配りして、彼女たちも記主を訪問して挨拶した(六年五月十五日の条)。神事の記事には制度をふまえ個人的にも懇意な人名があらわれている。こうした簡略な記事は、一面では記主個人に限定した手続であるものの、別的一面では明治初年における参朝した

際の一般的手続きを求める手掛かりになる。

② そうであるが故に、記主は宮中神事を疎かにする筈がない。記主が宮中の神事に不参を申告している場合には、注意深い考察が必要になる。単純な理由の場合もあつたろう。しかし、記主にしてみれば深刻な事態もあつた。記主は大・小礼服を固辞した。宮中の用事の不参した場合には、この感想が伏在している。

③ 本書には御親祭御用掛の職掌があらわれた。御代拝である。記主の参内と和装の関係は、明治十一年になり解決した。御代拝は天皇に準じた服装になるので、記主が指定されるならば和装になり、なんら問題がない。こういう場合があつた。記主は時には御代拝であつても、別に自拝した。ある事例では、雨儀に際しては予め記主が参内し、祭儀を奉仕している。前夜に連絡され承諾していたが、晴れてしまい「如例供奉、自拝モ相済而退出」と言う場合もあつた(十五年十二月十二日の条)。雨天に際して青年の天皇に代わり老人の皇族が神祭を奉仕する根拠は、近代天皇制が形成される過程の合理性であつたろう。推定の域を出ないが、御親祭御用掛の発令は実態を追認したのである。

④ 本書にあらわれる神官の人名索引を作成するだけでも、立派な神道史学の道具になる。明治十年および明治十四年の年賀に来訪した人名を対比すれば、記主の立場が違つてているのが判明する。華族教導職、土屋寅直は、すでに明治九年に認められる。それらについては、別の場所で考察したい。

⑤ 神道修成派の創始者・新田邦光(竹沢寛三郎)と記主の往来は、まことに刮目に値する。本稿が明らかにしたように、新田邦光は記主の邸内の長屋に住居していて、そこから説教の旅行に出掛けた。彼の家族は記主の使用人たちに知られていた。そして各地の土産を記主に届け、時には記主の「表」で講義し、まれには対話した。記主の家族の神道行事には、神供を届けた。これは從来にあつた明治神道史ないしは大教宣布運動史の政治的な叙述では、さして活動しない彼と社会との関係であり、維新以前からの記主との信頼関係であろう。『一品宮御隱邸雜記』からは窺えない、特段に親密な関係である。芳賀登『草莽の精神』(塙新書三四)(塙書房、昭和四十五年)が規定する「オルグ型志士」としての竹沢寛三郎・新田邦光は(八三頁)、本書にあらわれて頻繁に旅行している事実と、どのように連結するのだろうか。神道修成派の刊行物と本書を併用すると、彼の巡教を証明できる。ある時に千葉県の銘產品を届けてきた(十五年二月七日のみ)。これを『神道修成派雜記』第二冊(明治十七年刊)に点検すれば、明治十五年一月十七日に出発し、利根川の沿路を説教旅行して二月三日に帰京している。これからすれば、本書にみえる新田邦光の活動は実態を反映している。本書には、幕末・維新期における教派

神道が成長する一面を示唆している。

⑥ 東京の神官があらわれ、記主と往来している。参内して四辻清子・正源寺正子が接待してくれた。その帰途には冰川神社および日枝神社に参拝した。「神酒頂戴」し神官の千勝らと対面した(十二年四月三十一日の条)。夏越の祓の「日枝神社雛形例秋之通」に届けられている。彼は「明日返ス」のだと言う(十六年六年三十日の条)。それは、移住してきた皇族や華族と東京の神社との関係を示唆している。

⑦ 記主は明治十四年、祭神論争の時期に神道教導職總裁になり、ついで皇典講究所總裁に発令される。本書には、その前期的状況があらわれて往来する神道家の記事の分量が増大した。従来の神道史学では別筆である『一品宮御隱邸雜記』、刊本、第四冊が史料として重視されてきた(『國學院大學八十五年史』本篇、史料編。藤井貞文『明治国学發生史の研究』[吉川弘文館、昭和五十二年])。本稿筆者の勉強の限りでは、『一品宮御隱邸雜記』は、制度を基礎にした職員の勤務日記であった。この『一品宮御隱邸雜記』のみに集中した情報源としての活用には、一考を要すると思う。これらにおいては、本書に加えて『一品宮御隱邸日記』および『一品宮御隱邸雜記』の相互関係が冷静に分析されなければならない。これら三書の史料的特質をふまえるならば、大教宣布運動史に新しい認識を追加できる。